第１日目（６月６日）

〇議　　　長（塩谷寿雄君）　　ただいまから令和４年６月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

〇議　　　長　　ただいまの出席議員数は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、川辺きのい君から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。新潟日報社から写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前９時 35 分〕

〇議　　　長　　本日の会議は、議事日程（第１号）といたします。

〇議　　　長　　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議席番号 11 番・塩川裕紀君及び議席番号 12 番・清塚武敏君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

〇議　　　長　　日程第２、会期の決定を議題といたします。

〇議　　　長　　お諮りいたします。本定例会の会期は、本日６月６日から６月 17 日までの 12 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日６月６日から６月 17 日までの 12 日間と決定いたしました。

〇議　　　長　　表彰伝達式の準備のため、暫時休憩といたします。

〔午前９時 36 分〕

〇議　　　長　　休憩を閉じ、これより表彰伝達式を行います。

〔午前９時 37 分〕

〇議　　　長　　この表彰は、全国市議会議長会表彰規程に基づき、表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

〇議会事務局長　　被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

全国市議会議長会表彰規程に基づき表彰を受けた者、議長４年以上表彰、小澤実。

それでは、議長、お願いいたします。小澤実議員、前のほうへお進みください。

〇議　　　長　　表彰状　南魚沼市　小澤実殿。あなたは市議会議長として４年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第 98 回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和４年５月 25 日、全国市議会議長会　会長　清水富雄。代読。

〔拍手〕

〇議　　　長　　小澤議員、誠におめでとうございます。改めて皆様の拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

ありがとうございました。

○議　　　長　ここで、市長から祝辞をいただきます。

○市　　　長　祝辞を申し上げます。本日ここに全国市議会議長会表彰を受けられました小澤実議員に対しまして、市民とともに心からお祝いを申し上げたいと思います。長年にわたり市の発展にご尽力いただきましたことに対し深く感謝をいたします。

このたび表彰を受けられました議員におかれましては、その誠に円満なる人格と市政に対する熱意により、市民の厚い信頼を受けられ、12年以上の長きにわたり議員として活躍をいただいております。また、平成29年11月からの４年間は議長として豊かな識見と卓越した手腕をもって、議会の円滑な運営に努められ、多大なご貢献をされるとともに、市政の健全なる発展のために、終始一貫してご尽力賜りましたことに深く敬意を表したいと思います。

小澤議員が議長在職中の令和２年初冬から、新型コロナウイルス感染症によって日本経済はもとより、南魚沼市の市民生活や市内経済は大きな打撃を受けました。そうした中、議長として議会をまとめられ、市長部局と協働して、市民生活の安定と経済対策の実行に積極的にご尽力をいただきました。

地方自治体においては、人口減少、雇用対策、移住定住促進といった地域社会の課題のほか、地球温暖化への対応や、不透明感のますます色濃くなる世界情勢の中で、これまでにない、経験のない問題にも取り組むことが求められておりまして、自治体独自の取組が今日ほど重要な時代はないものと考えております。地方自治の健全なる発展のため、地方議会が果たすべき使命もますます重大になっていると思っております。

表彰を受けられました小澤議員にありましては、今後ともご自愛をいただきまして、南魚沼市の発展のためにさらなるお力添えを賜りますようお願いを申し上げますとともに、このたびの表彰を改めて心からお祝い申し上げまして、祝辞とさせていただきます。本当におめでとうございました。

令和４年６月６日、南魚沼市長　林茂男。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議　　　長　市長、ありがとうございました。

○議　　　長　続きまして、小澤実君より謝辞をお願いしたいと思います。

ご登壇願います。

○小澤　実君　皆さん、おはようございます。ただいまは全国市議会議長会より大変名誉な賞を頂き、身に余る光栄でございます。これもひとえに今回の受賞につきましては、ここにおられる議員の皆様、そして執行部の皆様の協力のたまものであると感謝申し上げます。

さて、私が議長に着任したのは、先ほど市長がお話になりましたけれども、平成29年11月７日の臨時会にて着任いたしました。非常にまだ３期目ということで、若いというか、まだ期数が足りない議長でしたけれども、務めさせていただくことになり、まずはそこに向かってまいりました。そして同じ月の11月22日が、全国市議会議長会の内閣委員会というと

ころに私は属しておりまして――これは前議長の黒滝さんからの引継ぎだったのですけれども、時の安倍内閣の内閣官房長官でありました菅――その後の総理のところに――総理官邸に、なかなか入れるところではなかったのですけれども、着任してすぐ総理官邸で菅さんにお会いするような、そんなことが非常に心に残っております。

その後は、やはり令和２年からのコロナ禍ということで、非常に議員の活動、政務活動、各委員会、それから会派の皆さんも動きが取れないという中、20回に及ぶ新型コロナ対策連絡会議をさせていただきまして、市民の経済の活性化や福祉の向上に何とか貢献できればという思いでやってまいりました。今後は、ますますまた市の発展、議会の発展に寄与していく所存でありますので、皆様方からご指導よろしくお願いします。本日は大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○議　　　長　ありがとうございました。

○議　　　長　以上で、表彰伝達式を終わります。

○議　　　長　片づけ及び表彰者の写真撮影のため、休憩といたします。休憩後の再開を10時といたします。

〔午前９時45分〕

○議　　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前９時58分〕

○議　　　長　日程第３、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議　　　長　日程第４、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市　　　長　改めまして、おはようございます。令和４年６月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

まずは、ロシアにおけるウクライナ侵攻で尊い命を失い、また犠牲となられております皆様に対しまして、衷心よりお悔やみを申し上げます。この戦争により、多数のウクライナ避難民の方が発生しています。人道的な観点から、避難民の方々を南魚沼市でも積極的に受入れを行いたいと考え、受入れの表明をしたところであります。現在、総務課を総括として、横断的な体制を構築し、準備を進めております。避難者がお越しになった際には、速やかに、できる限り柔軟で、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策等についてであります。新潟県内の感染状況につきましては、４月 13 日に１日当たり 907 人と最多の感染者数となったことが発表されましたが、病床の逼迫はありませんでした。また、３回目のワクチン接種率は、５月 19 日に公表された国の集計では、人口比で全国平均が56.6％、新潟県が64.4％となり、全国１位の接種率となっています。

南魚沼市の状況ですが、３月 14 日には市内感染者数が累計で 1,003 人となり、1,000 人を超えました。１か月当たりの感染者数では、３月が 413 人、４月が 622 人となり、高止まりが続いておりましたが、５月に入り幾分落ち着いた状況となっています。市内の３回目のワクチン接種率は、5月 18 日現在で 12 歳以上を対象とした人口比で 73.75%となっています。また、市内小中学校及び保育園では、多くの陽性者が確認されましたが、学年・学級や園児クラスに限定した休業措置を取ることにより、できる限り学習機会の確保や保育の受入れに努めてきたところであります。新型コロナワクチンの接種につきましては、今後も国の方針に従い、鋭意、進めてまいります。

３年ぶりに新型コロナウイルス感染症による行動制限のない大型連休を迎え、感染の拡大が懸念はされておりましたが、県内においては一時的に増加したものの現在は減少傾向にあります。今後は、社会経済活動を平常化するという社会要請もあることから、感染防止対策を継続した上で、必要な経済支援策を進めてまいりたいと考えております。

２年間開催することができなかった行政区長会につきましては、行政区長アンケートの結果なども考慮させていただき、今年度から開催を年１回、市内全域を対象として行うことに改めまして、感染症対策の徹底を図った中で、４月７日に南魚沼市民会館で開催をいたしました。また、成人式につきましては、令和３年度の対象者分を５月３日に無事開催することができました。ありがとうございます。令和４年度の対象者分の開催は、10 月９日に予定しております。どうぞよろしくお願いします。

続きまして、３月議会定例会以降の経過等につきまして報告を申し上げます。

第１に、保健・医療・福祉についてです。

国民健康保険事業については、支払準備基金からの繰入れにより現行保険税率を据え置いて当初予算を編成し、税収の見込みによっては今年度の税率改定を検討することにしておりました。前年所得の確定額に基づき仮算定を行ったところ、税収見込みが当初予算額を若干上回る試算結果となったことから、今年度は現行保険税率を据え置いても運営できる見込みとなったところであります。

保健関係につきましては、追加接種が行われている新型コロナワクチンをはじめ、子宮頸がんワクチンなども含めたワクチン政策全般について、方針決定及びその実施における助言などを得るため、令和４年４月１日付で、外山病院事業管理者を南魚沼市ワクチン政策特別顧問に選任したところであります。

新型コロナワクチンの４回目接種については、国が 60 歳以上の高齢者の方、18 歳以上 60 歳未満の基礎疾患を有する方、及びそのほか重症化リスクが高いと医師が認めた方を対象としたことから、接種券の発送や会場の手配など運営体制の整備を行っています。医療機関の皆さんや、何よりも市民の皆さんからご理解をいただきながら進めてまいります。このほか、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養を行う陽性者世帯の生活を守るため、自宅療養者生活支援事業などに取り組んでいます。健診事業では、感染予防対策を行いながら、乳幼児健診や合同住民健診を実施してまいります。

母子保健事業につきましては、４月から産婦健康診査事業を新たに開始いたしました。産婦に健診費用の助成を行うことで確実な受診を促し、産後ケアにより出産後の心身の安定を図ってまいります。さらに医療機関と健診結果を共有して、産後鬱などの早期発見、早期対応をすることで、児童虐待の抑止などへつながる取組を進めてまいります。

病院事業につきましては、昨年５月に策定された南魚沼市の医療のまちづくりに関する基本的方針に基づいて、市立医療機関の経営改善と施設整備のプロジェクト、そして保健・医療・介護・福祉が連携したまちづくりのプロジェクトの２つのチームで検討を重ねています。これらの検討を踏まえまして、２つの市立病院の一体的な運営や経営の効率化を着実に推進するため、５月１日付で経営管理本部を設置しました。

健診施設の移転や城内診療所を含めた医療資源の再編など、市立病院などをより一体的に運営することで経営改善を図り、持続可能な医療提供体制の構築を推進するものであります。その骨子となります骨太の全体計画について議員各位に配付をさせていただくとともに、今定例会の社会厚生委員会において、ご説明させていただきますのでよろしくお願いします。

市民病院については、総務省事業である公立病院医療提供体制確保支援事業によるアドバイザーからの支援と並行して、病院内の経営改善プロジェクトチームによる検討を重ねてまいりました。その結果を踏まえ、４月１日から第３病棟を急性期一般病棟から地域包括ケア病棟へと転換し、運用を開始したところであります。

また、魚沼医療圏において、循環器医療がままならない状態が続いておりましたが、今年度、自治医科大学附属さいたま医療センターの循環器内科より常勤医２名が着任したことにより、市民が長く待ち望んでいた心臓カテーテル検査及び診療が可能となりました。これらにより、急性期から回復期を経て在宅復帰するまでの医療体制が整い、５月中旬以降は病床稼働率が 95％に達する日もあり、顕著に病床稼働率が上昇してきております。また、正面玄関庇の再建工事については、令和３年度予算を繰り越して実施し、現在進められております。来院患者等の安全に留意しながら着実に工事を進めております。

ゆきぐに大和病院については、在宅や介護施設などからの高齢者を中心とした入院患者が増加しております。病床稼働率が 100％に達する日が顕著に発生してまいりました。

子育て支援関係につきましては、令和３年度の新型コロナウイルス感染症対策として国が実施しました、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金――児童１人当たり５万円――については、３月 25 日に最終給付を行い、合計で 694 世帯 1,111 人に支給し事業が完了したところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するために実施した子育て世帯への臨時特別給付金――児童１人当たり 10 万円相当――につきましては、４月支給分の繰越し処理を行いまして、高校生などの申請が必要な対象者と、３月 31 日までに出生した児童に対して、４月 26 日に 103 世帯 128 人に対して給付を行い、合計で 4,516 世帯 8,023 人に支給し事業を完了したところであります。

今後、実施を予定しています、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、

食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対する支援については、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、国が子育て世帯生活支援特別給付金――児童１人当たり５万円――の支給を決定したため、速やかな支給に向けて準備を進めておりまして、今定例会の補正予算に必要経費を計上したところでありますので、よろしくお願いをいたします。

福祉関係につきまして、令和３年度中に支給が開始された住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を今年度も継続中であり、３月４日の第１回目の給付から５月 18 日までに、3,791 件の支給決定を行っています。

生活保護を含む生活困窮相談や対応件数については、高い水準で推移しておりまして、生活保護の利用者数も大幅に増加しております。引き続き必要とする市民の皆さんに支援が届けられるよう、制度の周知、また対応に努めてまいります。

地域福祉計画については、令和４年度から５年間を計画期間とする第４期南魚沼市地域福祉計画を策定いたしました。

介護保険関係については、介護保険料の賦課決定誤り、及び介護給付費高額介護サービス費の算定誤りがありました。この件につきまして、4 月 20 日の社会厚生委員会でまずはご報告申し上げ、4 月 22 日の南魚沼市の定例記者会見で私より公表させていただいたところであります。対象者の皆様には多大なご迷惑をおかけしてしまいましたことにつきまして、この場を借りまして、改めておわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

この件に関する還付金等について、今定例会の補正予算に計上しています。よろしくお願いします。今後、こうした事案が発生しないよう組織内のチェック体制を強化して、適正な事務の遂行に万全を期してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

介護施設整備につきましては、第８期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護――グループホームの整備が終了し、サービスの提供を開始したところであります。

次に、教育・文化についてであります。

教育基本計画については、長引くコロナウイルス感染症の影響により、期間を延長して策定作業を進めてきた第２次南魚沼市教育基本計画が完成し、４月に公表いたしました。義務教育期のみならず、誰もが生涯にわたって主体的に学び続けることができる環境づくりを進めるとともに、市民の連携と主体的な関わりによる生涯学習機会の充実を図るため、計画の方向性を「共に学び、共に創る　学びの郷　南魚沼」といたしました。令和４年度からの 10 年間を計画期間とし、社会の変化、また指標の達成状況を検証しながら、５年後の中間年に見直しを検討することとしています。

小学校の統合につきまして、4 月 11 日に新石打小学校の開校式、及び第１回入学式を挙行しました。学校の象徴となる新たな校旗を学校長にお渡しし、新しい歴史を刻み始めたところであります。新１年生 23 人を迎え、児童が新しい校歌を合唱するなど、すばらしい開校式となりました。統合に当たりまして、ご理解とご協力をいただきました地域の皆様、また関係の方々に改めて感謝申し上げます。

学校での新型コロナウイルスの感染予防対策であります。本年１月以降、オミクロン株の感染拡大により、児童生徒の陽性者は 300 人を超えております。引き続き校内の消毒作業をはじめ、徹底した対策を実施しております。一方で、県内及び地域の感染状況に留意しつつ、小学校での運動会や修学旅行の実施、中学校での部活動や各種大会への参加など、児童生徒の学ぶ機会の確保にも努めているところであります。

生涯学習につきましては、コロナ禍により積極的に実施できなかった鑑賞事業や、地域の文化活動の支援を進めるとともに、自然や文化、伝統などの地域資源を活用し、地域への理解を深める生涯学習に取り組んでまいります。

市立図書館についてであります。平成 26 年６月の開館以来の来館者数が４月１日に 200 万人を超えました。コロナ禍のため 200 万人達成の記念行事は控えましたが、図書館入り口脇の通路などに、来館者数 200 万人達成への感謝を示すパネルなどを設置し、これに加えまして、これまでの来館者数の推移、また貸出本のランキングなどを掲示したところです。これからも市民の皆さんから親しんでいただける図書館をさらに目指して、サービスの充実や情報発信に取り組んでまいります。

生涯スポーツの推進についてであります。昨年度末に、今後５年間を計画期間とする第３次南魚沼市スポーツ推進計画を策定しました。各種スポーツ教室の開催など、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進を図ってまいります。

４月 27 日に塩沢中学校におきまして、さきに行われました北京オリンピック 2022 に出場した、市内出身の田中友理恵選手の報告会を開催いたしました。母校の後輩たちの前で、オリンピックやワールドカップなどでの豊かな経験や競技に取り組む姿勢などを語っていただき、生徒からの質問にも熱心にお答えいただきました。世界を舞台に活躍してきた先輩アスリートと身近に接し、貴重な話を聞けたことは、子供たちにとってすばらしい体験になったものと信じております。お忙しい中、ふるさとに足を運んでいただきました田中選手に感謝申し上げますとともに、バイアスロン競技からの現役引退というご決断に当たり、これまでのご努力に心から敬意を表し、今後の新たな飛躍を期待申し上げたところであります。

次に、環境共生についてであります。可燃ごみ処理施設については、令和３年度のごみ量は、令和２年度と比較して全体的にほぼ横ばいで推移していますが、コロナ禍前と比べると約１割の減となっています。令和４年度も新型コロナウイルス感染症や世界的なエネルギー価格の高騰による影響など、不安定な社会情勢の継続が考えられることから、それらを踏まえた運営に努めてまいります。また、施設整備計画に基づくごみ処理施設の老朽化対策を着実に進めるほか、引き続き周辺地域との信頼関係を深めながら運営に努めてまいります。

ここで、お配りしております所信表明の冊子とちょっと違うところが出てまいりましたので、口頭になりますが一部変更して発言をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

資料では、新ごみ処理施設整備事業の建設予定地について「市内に候補地を定め、関係行政区と協議を進めている」との内容になっておりますが、原稿作成後に一定の進展がありま

したので、変更して発言させていただきます。

新ごみ処理施設整備事業につきましては、市内に候補地を定め、地元行政区及び周辺行政区との協議をこれまで進めておりましたが、先般、5月下旬になり、当該地元及び周辺行政区との協議が整い、事業に対しまして基本的な合意を得ることができました。これにより、建設予定地として決定できる運びとなりましたので報告をさせていただきます。

この詳細につきましては、私どもと一緒に事業を進めるパートナーでもあります湯沢町との調整もありますので、明日、誠に急で申し訳ございませんが、お時間を取っていただき、改めて議会の皆様に報告をさせていただきたいと思いますので、それまでお待ちをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

この場では次に進ませていただきます。地盤沈下の状況につきまして、令和3年――これは基準日が令和3年9月1日であります――の水準測量の結果、最大沈下地点は、六日町中学校付近であり、沈下量は昨年の年間0.6センチメートルから1.2センチメートル増え、1.8センチメートルの沈下となりました。これは、令和2年12月下旬から令和3年1月中旬までの集中降雪などにより、令和2年度の累積降雪量が14メートル18センチとなり、地下水利用が増加したことが大きな要因と考えております。市が目標とする年間2センチメートル以内に抑えることは達成できたものの、降雪量の増加に伴い地盤沈下が進行する状況は変わっておらないということであります。今後も地盤沈下の抑制と監視に努めてまいります。

次に、都市基盤についてです。

国土調査事業については、六日町駅東地区で0.20平方キロメートルの現地調査を実施いたします。また、六日町大橋西地区の事業実施に向けて、予備調査を計画しています。

道路事業については、社会資本整備総合交付金、及び地方創生道整備推進交付金事業として、道路改築、交通安全、雪寒事業などを、また、国庫補助道路事業として橋梁長寿命化修繕などの道路メンテナンス事業と通学路緊急対策補助事業、及び無電柱化推進計画事業を予定しています。要望額に対して85%、事業費では10億51万円、国費は5億9,980万円の予算配分がありました。

国の直轄道路事業については、国道253号八箇峠道路の余川地区において、八箇峠道路と関越自動車道の交差部分において、極めて高い技術力が要求されると言われている――推進工法というそうですが、これによりボックスカルバートを設置する工事が開始されています。この工法により、関越自動車道を交通規制することなく、工事を進めることが可能になるということであります。また、国道17号六日町バイパス・浦佐バイパスにおいても、鎌倉沢川の橋梁工事、また新浦佐大橋――これは仮称です。新浦佐大橋の橋梁工事などが進められています。そのほか、国道17号五十嵐入口交差点改良工事、また国道17号上一日市地区歩道整備や六日町電線共同溝などの工事も進められており、引き続き事業推進に協力してまいります。

砂防事業については、水無川水系で水無川流域砂防堰堤改築、三国川水系で三国川中流域土砂災害対策、高棚川水系で高棚川砂防堰堤群、登川水系では登川床固工群などの事業が予

定されています。
新潟県事業について申し上げます。国道 291 号、県道塩沢停車場八竜新田線、県道欠ノ上五日町線、県道石打停車場塩沢線などの道路改築事業、県道余川塩沢停車場線での街路事業、十二沢川、伊田川などの河川改修事業が予定されています。

交通安全対策については、今年１月から４月までの市内における交通事故の発生件数が 26 件、前年同時期と比べ４件の増、負傷者数は 33 人で８人の増、死亡者はゼロとなっています。昨年同時期よりも事故の発生件数、負傷者数が増加していることについては、コロナ禍の行動制限が緩和傾向にあることで、観光や帰省等で市内への訪問者が増加していることなどが主要な要因ではないかと考えています。今後も、南魚沼警察署をはじめ、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

住宅リフォーム事業について申し上げます。４月 12 日から５月 20 日までを申請期間としておりましたが、５月 13 日で予算額に達したため受付を終了し、申請のありました一般世帯 352 件、子育て世帯では 100 件、合計で 452 件。このうち今年新たに制度化した昇降機は４件ありました。補助総額 5,060 万円に対して交付決定を行ったところであります。

水道事業について申し上げます。健全な経営を継続するために必要な料金体系の見直しと料金改定について、上下水道審議委員会に諮問をさせていただきました。今後、審議を重ねていただき、意見の取りまとめを行っていただくことになっております。

下水道事業については、社会資本整備総合交付金事業として、令和４年度で完了となる農業集落排水の県流域下水道への統合を予定しておりまして、事業費で１億 9,700 万円、国費では 9,850 万円の要望額どおりの予算配分がありました。また、防災・安全社会資本整備総合交付金事業でも、浸水対策として寺裏雨水幹線工事並びに、老朽化及び不明水の対策を兼ねたマンホール蓋の更新工事などに、事業費で１億 4,590 万円、国費で 7,309 万円の要望額どおりの予算配分がありましたのでご報告します。

次に、産業振興について申し上げます。

南魚沼産コシヒカリの販売促進について、一般財団法人日本穀物検定協会が３月２日に発表した米の食味ランキングにおいて、魚沼産コシヒカリが４年連続、32 回目となる特Ａ評価となりました。これからも消費者の期待に応え続ける日本一おいしい米づくりに向け、関係者と一丸となりブランド力の強化を推進してまいります。

令和４年産米の作付見込み面積について申し上げます。４月末現在で 4,878 ヘクタールとなっていまして、非主食用米への転換は 205 ヘクタールを見込んでいます。

農地の集積化推進については、令和３年度の農地中間管理機構を活用した担い手への集積が 38 件、33.2 ヘクタールの実績となったところであります。

多面的機能支払交付金事業については、市内 12 地区の広域活動組織により、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等の管理活動を中心に取り組んでいます。各組織の活動も軌道に乗ってきておりまして、地域での活動への期待も大きいということから、関係団体とも協力して進めていくところであります。

林業について申し上げます。今年度新たに設けたふるさと里山再生整備事業により、有害鳥獣対策と次世代林業への再生基盤づくりを推進するため、制度活用とＰＲに努めてまいります。現在、各地区から予想以上の反響があり、昨日、６月５日には、この事業の最初の例となる大和地域の谷地区の事業が開始され、私もその安全祈願祭に招かれたところであります。ぜひともモデル的な取組となり、全市で活発な展開が始まることを心から期待しているところであります。

観光振興及び商工業については、ワクチン接種も進む中で、地方への人の往来も回復しつつあることから、観光産業、地域経済の復興を視野に入れた経済対策に取り組んでまいります。今定例会の補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

イノベーション推進事業については、事業創発拠点のオープニングセレモニーを３月 30 日に行い、４月１日にオープンいたしました。また、３月 30 日と４月 26 日にはスタートアップアクセラレーション南魚沼と題しまして起業家育成セミナーを開催したところであります。今後も事業創発拠点を活用しながら、地域産業の競争力強化や稼ぐ力を高める人材の育成に取り組んでまいります。

次に、行財政改革・市民参画です。

今年度の機構改革については、ふるさと納税関連業務に関し、財政課で行っていたワンストップ特例申請などの関連業務を、Ｕ＆Ｉときめき課に移管して集約することで、問合せ窓口の明確化を図ったところです。同時に、主幹を２人置く班体制から３主幹としまして、名称をふるさと創り班に変更したのでよろしくお願いします。

ここに書いておりませんが、昨日現在、４月１日から始まっております今年度の集計ですが、昨日６月５日現在の数字について報告します。申込み件数では１万 4,359 件で、対前年比、同じ日の比較では 126.7％となっています。寄附額について申し上げますと、３億 9,460 万円。これは対前年で 120.3％という数字になっております。大変今年も多くの皆様からご寄附を頂きまして、昨年を上回る形となっております。誠にありがとうございます。

また、持続可能な医療体制を構築するため、市民病院とゆきぐに大和病院の２つの病院の経営分析や人事管理を含めた経営管理を一体的に担う部署の設立に向け、４月１日付で市民病院庶務課内に設立準備のための経営管理本部設立準備班を新設して業務を進めてまいりました。ここにまいりまして、５月１日に病院事業組織内に経営管理本部として正式に設置いたしました。なお、これに伴いまして医療対策室は３月 31 日付で廃止したところであります。

失礼しました。ちょっと前後いたしましたが、ふるさと納税につきましては、令和３年度の結果を申し上げますと、寄附件数で 13 万 7,639 件、前年比 137.2％、寄附額では 45 億 11 万 4,000 円、前年比で 132.4％となりました。全国から当市を応援していただいております。本当にありがたく思っております。書いておりませんが、恐らく今回初めて県内で１位になったのではないかと考えております――これから発表になりますが、考えております。

第２次総合計画について申し上げます。施策の達成目標や指標の数値を検証するとともに、ローリングによる実施計画の見直しを行いながら進めてまいります。

魚沼地域定住自立圏につきましても、引き続き、魚沼市及び湯沢町の担当者によるワーキンググループ会議、また圏域内の有識者で構成している共生ビジョン懇談会を開催し、共生ビジョンに基づく連携事業を推進してまいります。

企業会計について申し上げます。３月 31 日をもって決算となりました。令和３年度決算の概要をさわりだけご報告いたします。

水道事業会計については、収益的収支において、総収益 17 億 7,453 万円、総費用 17 億 3,293 万円で、差引き 4,160 万円の純利益を見込んでいます。資本的収支においては、収入４億 1,728 万円、支出 15 億 9,510 万円となり、11 億 7,782 万円の不足が生じていますが、当年度損益勘定留保資金等で補填したところであります。

病院事業会計については、収益的収支において、総収益 55 億 4,128 万円、総費用 55 億 9,436 万円となり、差引き 5,308 万円の純損失を見込んでおります。資本的収支においては、収入３億 463 万円、支出５億 1,185 万円となり、２億 722 万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填しました。

下水道事業会計につきましては、収益的収支において、総収益 34 億 6,161 万円、総費用 32 億 7,581 万円で、差引き１億 8,580 万円の純利益を見込んでいます。資本的収支においては、収入 23 億 906 万円、支出 32 億 4,104 万円となり、９億 3,198 万円の不足が生じておりますが、当年度損益勘定留保資金等で補填しました。

ここで、令和３年度一般会計補正予算（第 19 号）及び令和４年度一般会計補正予算（第１号）を専決処分いたしましたのでご報告します。

令和３年度一般会計補正予算（第 19 号）は、３月 30 日に専決処分といたしました。まず、ふるさと納税寄附金の確定に係る調整であります。確定額を歳入に増額計上するとともに、ふるさと応援基金への積立金及び翌年度の返礼品定期便分に係る財政調整基金積立金の増額など、関連経費の確定額を計上したところです。

このほか、主な内容としては、歳入では、特別交付税の交付額の決定、今冬の道路除雪に対する社会資本整備交付金及び臨時道路除雪事業費補助金の配分による増額のほか、譲与税、交付金の交付額の確定による増減額を計上したところであります。歳出では、機械除雪費については、３回の追加補正を行いましたが、度重なる寒気により例年を上回る降雪から除雪の出動回数も多くなったことから、さらに 6,500 万円の追加計上をさせていただいたところであります。

これらの結果としては、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、不足する財源の補填として計上させていただいていた財政調整基金繰入金の３億 5,800 万円、合併振興基金繰入金の２億円の全額を積み戻した上で、なお生じている差額については、第３次財政計画に基づく着実な財政運営及び今後の不測の事態に備え、財政調整基金積立金に３億 5,000 万円を計上し、残高の回復を図ることとしております。

以上により、歳入歳出総額にそれぞれ５億 1,159 万 3,000 円を追加し、総額を 410 億 1,642 万 1,000 円としたところであります。

令和４年度一般会計補正予算（第１号）は、５月９日に専決処分をいたしました。

本補正予算は、国より新型コロナワクチンの４回目の追加接種に係る体制整備、また対象者や接種間隔等の方針が示されたということを受けまして、早急に準備を進める必要があったことから専決処分とし、医療機関による個別接種と五日町雪国スポーツ館での集団接種を併用して実施するために必要となる経費を計上したものであります。

４回目の接種に当たりましても、南魚沼の医師会の皆さんからのご協力がなければ、成し遂げることは困難であるということから、いま一度、医師会の皆さんに最大限のご協力をいただいて、市民が安心して接種を受けられる体制を整備する。そのことのために接種協力金を計上したところであります。協力金に対する経費につきましては、国費の補助対象外となりますので、財政調整基金を繰り入れて対応することとしたものでありますので、よろしくお願いをいたします。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ１億 5,817 万 8,000 円を追加して、総額を 320 億 8,817 万 8,000 円としたものであります。

なお、一般会計及び特別会計については、５月 31 日をもって会計閉鎖となりましたので、現在、決算整理作業を進めているところであります。繰越金の発生が見込まれますが、残額につきましては、額の確定を待って９月定例会の補正予算に計上いたしますので、よろしくお願いします。

今定例会に一般会計補正予算（第２号）を提出しました。

主な内容としては、まず、新型コロナ対策関連として、令和４年度、復興の第１弾と位置づける市独自の経済対策事業４本を計上したところであります。令和４年度に入ってからも、これまでと同様、市議会の連絡会議、市内３つの商工会、観光協会やＪＡと意見交換を行ってまいりました。また、市議会の皆さん並びに経済団体からも経済支援の追加について、強い要望がなされていたものであります。これらを受け、このたびの支援策はポストコロナに向かう、力強い一歩となる施策と位置づけるものであります。

具体的には、市民の力による消費需要の喚起として市民向けプレミアム付商品券の発行、また宿泊業・観光業を中心に消費需要の喚起と相乗効果を狙って、夏と冬の２シーズン制によるふるさと応援プレミアム旅行券――以前の雪恋の３弾目という位置づけのもの――発行の取組、また、大きな観光資源である合宿などを後押しするための夏季合宿誘致支援事業補助金、加えまして、市内において開催される各種イベント、キャンペーンなどの再開や復興を後押しするために市内イベント復興支援事業補助金を計上したところであります。財源は本省繰越となっている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、財政調整基金からも１億円を出動して総額５億 700 万円で実施するものであります。どうぞよろしくお願いします。

このほか、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策により実施されます住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費を民生費に計上しています。

新型コロナ対策以外では、主な内容としては、歳出では、総務費において、返礼品定期便分に係るふるさと納税返礼品等業務委託料を増額したほか、土木費では、社会資本整備総合交付金事業において、国からの要望額の84％に当たる予算配分があったということから、道路橋りょう費において、内示に合わせた増額と事業内容の調整や追加を行いました。また、緊急自然災害防止対策事業債の活用により、著しく舗装が損傷している路線や消融雪施設の改修及び更新を短期間に計画的に実施するため6,000万円を追加計上したところであります。

教育費では、スクールサポートスタッフ市町村支援事業に対して、県から４人分の追加配分の内示がありましたので、配置に必要な報酬等関連経費を計上しています。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国庫補助金、社会資本整備総合交付金の内示に基づく道路橋りょう費国庫補助金、市債に該当事業に対する充当可能額を計上したほか、財政調整基金からは市独自の経済対策として、先ほど申し上げた１億円、ふるさと納税推進事業の返礼品定期便分として、さきに積み立てた分から２億1,985万円を繰入れいたしました。また、これらによる歳入歳出の差額調整として、前年度純繰越金に2,300万円を増額することとしております。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ９億9,193万4,000円を追加して、総額を330億8,011万2,000円としたいものであります。

結びといたします。先ほど、病院事業の部分でも触れましたが、地域医療の提供体制の存続の実現に向けて、具体的な実施の段階として新たなスタートを切りました。５月１日付で市立病院群に経営管理本部を立ち上げ、５月６日には２つの市立病院において、医師や全職員の前で、病院開設者である市長として特別訓示を行ったところであります。現在の南魚沼市の医療提供体制の課題を直視するとともに、全員でこれを共有して、市民の皆さんが安心して医療を受け続けることができる医療体制をつくり上げるために、一丸となってこの難局を乗り越えるための協力を呼びかけたものであります。病院を存続し、地域医療を守り抜くためには、いかに常勤医師を恒常的に確保することができるかということが一番の要であります。私の２期目の一丁目一番地と捉えている公約でもありますが、この最重要課題の実現に向けて、全力で邁進してまいりますのでどうぞよろしくご支援をいただきたいと思います。

「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと　南魚沼」を実現するため、山積する課題に立ち向かうべく、引き続き、取組を進めてまいる所存であります。議員各位からも格段のご支援をいただきますように心からお願い申し上げまして、６月定例会に当たる私の所信表明といたします。ご清聴誠にありがとうございました。よろしくお願いします。

〇議　　　長　以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

〇議　　　長　日程第５、報告第４号　所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。

委員会報告は事前に資料配付がされています。委員長は説明の朗読を省略し、簡潔に報告を願います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

〇塩川議会運営委員長　おはようございます。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果についてご報告いたします。

期日は令和４年５月 27 日、委員の出席状況は７名全員出席、正副議長からも出席いただきました。調査の内容でありますが、執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、６月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

調査事項でありますが、１点目、令和４年６月南魚沼市議会定例会の運営について。２点目、閉会中の議会運営委員会の開催について従来どおり申し出ることといたしました。

会期及び議事日程の中で、事務局より本会議初日の会期の決定後に全国市議会議長会の表彰伝達式を行いたいという旨の説明がありましたので、事務局説明のとおり決定いたしました。その他では、事務局より新執行部の紹介を開会前に時間を取って行いたいと説明があり、事務局説明のとおり決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

〇議　　　長　議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

〇議　　　長　総務文教委員長・寺口友彦君の報告を求めます。

総務文教委員長。

〇寺口総務文教委員長　おはようございます。総務文教委員会の調査報告を行います。

調査事項は３点であります。１、通学路の安全対策について、現地調査をやりました。２つ目として、ふるさと応援基金の今後の方針について。３つ目として、北里大学保健衛生専門学院の現状についてであります。

調査の状況であります。期日は令和４年４月 19 日火曜日、委員の出席は７名全員であります。議長からも出席をいただきました。調査の内容であります。執行部より教育長、総務部長、教育部長、企画政策課長、Ｕ＆Ｉときめき課長、財政課長、学校教育課長より出席いただき、参考人として北里大学保健衛生専門学院より学院長、参与、事務長の出席を求め、現地調査及び事務調査を行いました。

１つ目の通学路の安全対策についてであります。北辰小学校の通学路及び六日町小学校通学路の現地調査も行いました。この通学路については、令和３年６月 28 日に千葉県八街市で発生した事故を受けて、７月 13 日付で県教育庁より合同点検実施の通知が市にも届きました。各学校から調査していただきましたが、報告された危険箇所は全部で 122 か所でありました。そのうち 10 校 20 か所の合同点検を令和３年 10 月 15 日に教育委員会で実施しております。今回の北辰小学校と六日町小学校でありますけれども、特に冬期間の通学が非常に危ないということでありましたので調査を行いました。

北辰小学校については、ご存じの方もありますけれども、踏切を過ぎました県道からの小

学校入り口付近、ここが特に非常に危ないということで、地域の皆さんから見守り隊ということで、立ってもらっているということでありました。教頭先生からも参加をいただきまして、いろいろとお話を伺いました。

それから、六日町小学校であります。上町地区でありますけれども、非常に危険であるということでありまして、特に冬期間は危険な状況があるということで、通学路の変更も行ったと。そして西泉田地区については40名ほどでありますけれども、徒歩から冬期間はバス通学に切り替えたということであります。その他については、質疑応答も記載のとおりであります。

２つ目のふるさと応援基金の今後の方針についてであります。総務部長より、貴重な財源でありますので、新たな指針、計画づくりを進めていきたいということがありました。財政課長から、総合計画及び公共施設等総合管理計画で予定されている事業を進めるには、歳入の確保としてふるさと応援基金繰入金の活用が欠かせないという説明がありました。そして令和３年度末でありますけれども、令和12年に向けて毎年３億5,000万円から４億円ほど取崩しを行って、合計 34 億 3,000 万円ほどを普通建設事業に充てたいという計画を聞きました。

２つ目としましては、令和３年度までの実績分のほかに令和４年度以降については、別建てで考えたいということでありました。令和４年度以降については、ふるさと応援活用基金――仮称でありますけれども――というような基金を積み立てて今後の活用を考えてまいりたいということでありました。その他については、質疑応答も記載のとおりであります。

３つ目、北里大学保健衛生専門学院の現状についてであります。総務部長のほうから、1月 27 日の総務文教委員会のほうで概要説明がありましたが、その後どうなのかということで、今回委員会として、参考人として北里大学保健衛生専門学院よりおいでいただきまして、実情を伺いました。

その中では、やはりいわゆる入学の定員数の減少が非常に激しいということであります。それは 18 歳人口を見ても、全国的にかなり減少してきているということが原因でありますし、もう一つは、新潟県内を見ても専門学校であったり大学であったりという競合の施設が開学して、なかなか入学者を確保できないということがありました。ついては、ではどうするのかということで、北里大学の中では作業部会ということを設けて、今後どうするのかということを話し合われたそうであります。

結果的には、臨床検査技師養成科、保健看護科、それから管理栄養科、臨床工学専攻科というところの４つの部分を何とか体制を維持しながらやらざるを得ないということであります。そうは申しても、入学者数の減ということで、何とかするにはどうするかということで、北里大学の作業部会の結論としては、北里学院を立地自治体である南魚沼市に事業継承し、人材を含め市へ移管を提案するということでありました。校地、校舎等について、あるいはアパートについては報告書にあるとおりであります。質疑応答についても記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

〇議　　　長　総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

〇議　　　長　産業建設委員長・吉田光利君の報告を求めます。

産業建設委員長。

〇吉田産業建設委員長　おはようございます。それでは、産業建設委員会の報告をさせていただきます。期日は令和４年４月27日、委員は６名の出席であります。議長からも出席いただきました。調査内容につきましては、執行部より出席を求め調査を行いました。調査は２項目でございました。要点のみ報告させていただきます。

１項目めの建設業人材確保の現状と課題についてです。建設業を取り巻く状況について、建設業就業者は国全体で減少しています。将来的には道路、施設等の維持管理、地域の除雪、災害の対応ができなくなるのではないかと、国、県、市ともに非常に心配している状況です。南魚沼管内の企業では、30 代以下の従業員数が他の世代より少なく高齢化が進んでいます。また、女性の従業者率は県の割合に比べて低い状況です。建設業は、ほかの職種よりも初任給など給与水準は高いものの年間休日数はやや少なく、完全週休２日制以上の割合が低いため、家庭やプライベートを優先したい若年層の確保のためには完全週休２日制の実施率向上が必要となっていると言われています。

また、建設業は技能労働などの屋外作業が中心となるため、夏の暑さや冬の寒さなどの影響を受けることや、冬の早朝未明から開始する除雪作業なども若年層から懸念される要因となっていると思われるとのことであります。この件に対して市の具体的支援策として２点説明がありました。

１点目、建設業人材確保支援事業補助金であります。当初予算は限度額10万円で10人とし、100万円を計上しています。委員会の開催までに申請を受け付けたものが６社11人とのことです。近年は学校を卒業して入社した従業員を専門学校に入れて、その受講料を会社が負担するケースもあるとのことです。

２点目は、週休２日取得モデル工事の試行についてです。国は令和６年４月から建設業者に改正労働基準法が適用され、４週８休相当を基準とした罰則付時間外労働規制が適用されます。新潟県では、平成31年２月から週休２日取得モデル工事の試行を実施しており、市でも令和４年６月から週休２日取得モデル工事の試行を開始することとし、財政課で実施要領の策定を進めているとのことです。

２項目め、南魚沼産コシヒカリの生産支援と販売促進についてです。当地の令和３年産米の作況指数は96、やや不良であったものの１等米比率が93.8％でした。コロナ禍による米の需要の低迷により全国的に米の価格が下がっており、南魚沼コシヒカリもそれを受けて小売

価格が上がらず据え置かれています。また、契約の結びつきは全て完了していますが、出荷数量の減少により販売抑制を行わざるを得ない状況です。

次に農地集積についてですが、令和４年３月末現在の集積面積は3,739.82ヘクタール、集積率は58.4％で、平成30年度から令和３年度までに毎年約100ヘクタールずつ増えています。

農林業センサスによると、農家数は減少していますが、経営耕地面積は微減にとどまっています。これは離農した方から担い手などの大規模農家だけでなく、小中規模の農家が耕作を引き継いでいるのではないかと考えられます。営農意向調査によると自身で所有する農地に対する愛着が強くうかがわれ、委託先も顔の見える、既に信頼関係が構築されている方にお願いしたいという意向が感じられたということです。

法人化の現状についてですが、毎年３から５の法人が参入しています。個人の農家が農業仲間と法人を立ち上げるケースが多く、資金面での体力強化、共同による農作業のスケールメリットがあるためと考えているところです。

具体的な生産支援、販売促進についてですが、KNOW THE FUTUREの取組はユーチューブの再生回数が多く、この取組をきっかけに関東圏の小学校に出前授業を行ったり、他県の方からこのお米を使ってキッチンカーをしたいので農家を紹介してほしいなど、数字で目標を設定したり、効果を数字で示すことは難しい性質の取組ですが、着実に、確実にその効果が上がっていると認識しているとのことであります。

質疑応答、その他詳細についてはお手元の報告書のとおりです。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議　　長　産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議　　長　社会厚生委員長・目黒哲也君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長　社会厚生委員会の報告をさせていただきます。期日は令和４年４月20日、委員の出席は７名全員であります。議長からも出席をいただきました。調査内容につきましては、執行部より出席を求め調査を行いました。今回の調査項目は２項目でございました。配付資料に基づき要点のみをご報告いたします。

まず、調査事項１、医療のまちづくりについてご報告をいたします。医療のまちづくりの２つのプロジェクトチームで会議を開き、意見を出し合い検討し、これらの意見を集約し、現在は実現に向けて動き出しているところでございます。

総務省事業の公立病院医療提供体制確保支援事業は、アドバイザーである公益社団法人地域医療振興協会より計５回にわたり財務、医師確保、地域の疾患別受療動向などの分析を通

じ、地域包括ケア病棟や回復期リハビリ病棟の開設に向けてアドバイスを受けたそうでございます。

院内でも病棟運営・経営改善プロジェクトチームを立ち上げ、急性期病棟から回復期病棟への転換に係る課題の検討を重ね、４月１日から市民病院第３病棟を地域包括ケア病棟として運営を開始いたしました。当初の病床稼働率は60％台でありましたが、80％台へと着実に上がってきております。大和病院も同様に病床稼働率が上がり、95％から100％になっているそうでございます。

さらに自治医科大学から２名の循環器専門の常勤医を招聘し、４月15日から心臓カテーテル検査を始めました。今まで以上に市民生活に密着した病院として動き出しております。経営管理本部の設置については４月１日付で市民病院庶務課内に設立準備室を設け、職員の意識調査による経営課題の分析などを行いながら、５月１日の立ち上げに向けて準備を進めているとの報告がございました。質疑等に関しましては、内容が資料に掲載されておりますのでご覧いただきたいと思います。

次に調査項目２、地盤沈下の状況と井戸規制についてご報告をいたします。地盤沈下の状況については、令和３年９月に市と県において、総延長33キロメートルの水準測量を実施いたしました。調査では13.3平方キロメートルの全域で沈下が確認され、地盤沈下は進行を続けている結果となっております。調査面積内での年間最大沈下量は、六日町中学校入り口の東側の1.8センチメートルでありました。これは平成27年９月以降の最大沈下量として最も高く、降雪日数と降雪量が多かったことが要因と考えられております。消雪による地下水利用が増加すると、最大沈下量も増加する現象は続いているようでございます。

令和３年10月に実施した地盤沈下影響調査では、重点区域の15棟全てにおいて地盤沈下の影響は見受けられませんでした。今後も全30棟を１年に15棟ずつ隔年で引き続き調査を進めていく予定でございます。

令和３年度中の井戸設置許可申請数は、前年度より129件多い335件でありました。新設が223件、新規掘削が増加傾向でございます。降雪検知器は令和３年度158件、平成29年からの５年間で合計913件、トータルで5,977万3,000円の補助金の交付を行いました。降雪検知器補助金は昨年度で終了いたしました。

令和３年12月から令和４年３月の消雪用井戸の利用状況は、３地域の中で最も揚水量が多いのは六日町地域でありました。これは井戸総本数の42％を六日町地域が占めているためでございます。市内の総揚水量は去年より237万トン多い１億1,683万トンでございました。市役所本庁舎の累計降雪量は、前年より124センチメートル少ない1,294センチメートルでございました。累計降雪量は減少いたしましたが、総揚水量は増加となりました。これは降雪日数が前年より13日増加したことが影響したと考えられているそうでございます。

地下水変動では、今シーズンは昨年より１回多い４回の警報を発令いたしました。不要な散水はないか、10日間パトロールを実施いたしました。

地層変動は、最も大きな収縮が２月23日の北辰小学校190メートル観測井戸で、去年を10

ミリメートル上回る 61 ミリメートルの収縮が記録されておりました。昨年は 51 ミリメートルの収縮で、年間最大沈下量が 1.8 センチメートルとなっているため、今後、注視していく必要があると考えていると報告がございました。

井戸規制についてでございますが、井戸更新等における口径等の継続確保についての条例改正案のパブリックコメント、３月４日から４月１日で実施いたしました。４名の方から 14 個の意見の提出がございました。これらの意見を参考に見直しを行い、条例の一部改正案を５月 30 日の地下水対策委員会に諮問し、６月定例会に上程できるように進めていくとの報告がございました。

具体的な南魚沼市の地下水採取に関する条例の改正案は、資料に掲載されておりますのでご参照ください。質疑等に関しましては、内容が資料に掲載されておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上、長くなりましたが、社会厚生委員会の報告を終わらせていただきます。

〇議　　　長　　社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

〇議　　　長　　以上で、所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

〇議　　　長　　お諮りいたします。本会期中の請願を除く付議事件は、会議規則第 37 条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

〇議　　　長　　日程第６、請願第１号　緊急事態に関する国会審議を求める請願を議題といたします。

請願第１号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

〇議　　　長　　日程第７、請願第２号　30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

請願第２号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

〇議　　　長　　ここで休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 25 分といたします。

〔午前 11 時 12 分〕

〇議　　　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 24 分〕

〇議　　　長　議員の皆様、日程第８、第６号報告から日程第17、第15号報告までは報告事件でありますので、それを踏まえた上での質疑をお願いしたいと思います。

〇議　　　長　日程第８、第６号報告　専決処分した事件の承認について（令和３年度南魚沼市一般会計補正予算（第19号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

〇市　　　長　それでは、第６号報告であります。令和３年度南魚沼市一般会計補正予算（第19号）につきまして、３月30日付で専決処分といたしましたので報告をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出ともに、議決いただいております予算額と最終執行確定額、あるいは予定額に大きな差異が生じる項目について、令和３年度の最終補正として整理をさせていただきました。

歳入では、特別交付税の交付額の確定や、今冬の道路除雪に対する社会資本整備総合交付金、及び臨時道路除雪事業費補助金の配分による増額のほか、譲与税、交付金の交付額決定による増減額を計上しているものであります。

歳出では、除雪事業費につきまして、機械除雪費の確定見込みにより、6,500万円をさらに追加計上いたしました。このほか、指定管理施設に対する新型コロナウイルス感染症による利用者の減少に伴う施設利用料収入の減収補填金などを計上したものです。また、ふるさと納税寄附金の収入額確定に伴い、果実分のふるさと応援基金積立金、及び返礼品定期便分の翌年度送付分の経費として財政調整基金積立金を増額し、そのほか関連経費の決定額を計上いたしました。

これらの結果としまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、不足する財源の補填として計上していました財政調整基金繰入金３億5,800万円、及び合併振興基金繰入金２億円を皆減することとしました。なお生じている差額については、財政調整基金積立金に３億5,000万円を計上し、今後の不測の事態に備えるとともに、残高の回復を図り、第３次財政計画に基づく着実な財政運営を進めてまいります。

また、繰越明許費の補正として、６件の追加と１件の変更をしたものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ５億1,159万3,000円を追加し、総額を410億1,642万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、決定いただきますようにお願いをいたします。

以上です。

〇議　　　長　総務部長。

〇総務部長　第６号報告につきまして詳細を申し上げます。３ページをお願いいたします。補正予算第19号につきましては、令和３年度の最終補正としまして整理し、３月30日付で専決処分いただいたものであります。地方自治法第179条第３項の規定によりまして、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、補正内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。14、15 ページお願いいたします。２、歳入からお願いします。最初の表、２款地方譲与税から、18、19 ページの 11 款交通安全対策特別交付金までは、いずれも譲与税、交付金、交付税の確定額で補正をいたしました。合計で７億 2,512 万円の増となっております。

主なものとしまして、14、15 ページ。２番目の表、２款２項自動車重量譲与税が、交付額の確定により 2,281 万円の増。

５番目の表、４款１項配当割交付金が、同じく確定によりまして、1,291 万円の増。

一番下の表、５款１項株式等譲渡所得割交付金が、2,289 万円の増。

16、17 ページお願いします。最初の表、６款１項法人事業税交付金が、これも確定により、5,272 万円の増。

２番目の表、７款１項地方消費税交付金が、説明欄記載の２つの交付金の計で１億 8,270 万円の増。

18、19 ページ。最初の表、10 款地方交付税は、説明欄、特別交付税の３月交付分の確定によりまして、４億 3,795 万円の増。

３番目の表、14 款２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和３年度に交付決定された国庫補助事業の地方単独分に係る交付決定額の計上で、1,149 万円の増。

５目土木費国庫補助金、説明欄１行目、社会資本整備総合交付金は、豪雪に伴う防災・安全交付金の追加配分によるもので、１億 3,363 万円の増。２行目、臨時道路除雪事業費補助金は、今冬の豪雪による除雪経費の臨時特例措置の配分によるもので、1億 3,000 万円の増。

４番目の表、16 款１項財産運用収入、利子及び配当金は、説明欄記載の基金の利子の確定額を計上するもの。

５番目の表、17 款１項寄附金、１節一般寄附金は、説明欄記載の方からの３件の寄附で、29 万円の計上。

20、21 ページ。２節ふるさと納税寄附金は、総額を約 45 億円と見込みまして、既決予算との差額 6,964 万円を計上いたしました。

２段目、２目指定寄附金、説明欄、企業版ふるさと納税寄附金は、記載の企業の方から 100 万円の計上。

次の表、18 款２項基金繰入金では、１目財政調整基金繰入金及び２目合併振興基金繰入金ともに、交付税の確定などによる収支の調整により、それぞれ３億 5,800 万円、及び２億円の減額とし、全額を戻し入れ回復を図りました。

最後の表、20 款４項受託事業収入は、可燃ごみ処理施設の工事の完了に伴う精算で、湯沢町広域行政受託事業収入 1,047 万円の減であります。

以上が歳入の補正内容です。

22、23 ページ、３、歳出であります。最初の表、２款総務費、１項６目財産管理費、説明欄丸、基金費の１行目、財政調整基金積立金は、歳入で申し上げたとおり、当初予算で収支

差額の財源調整として計上していた財政調整基金繰入金を、全額解消することができたことから、さらに生じている差額の３億5,000万円を計上。

２行目、財政調整基金積立金（通常分利子）ですが、確定額の積立て。３行目、ふるさと応援基金積立金は、令和３年度ご寄附を頂いた果実分の見込みとしまして、既決予算との差額1,160万円の増。４行目、財政調整基金積立金（返礼品定期便分）は、令和３年度分のうち、令和４年度に執行する分として取り置くもので、既決予算との差額1,985万円の増。

２段目、７目企画費、説明欄丸、ふるさと納税推進事業費は、それぞれの未執行分の経費の減額。７行目のふるさと納税返礼等業務委託料は、寄附総額から令和３年度未執行分と委託料の確定見込みによりまして、4,057万円の増。

３段目、９目バス運行対策費は、歳入の補正に伴う財源更正であります。

２番目の表、３款民生費、１項２目心身障がい福祉費、説明欄丸、ふれ愛支援センター管理費は、指定管理委託料の精算項目に係るもので、燃料費の高騰などによる不足分で、55万円の増。

一番下の表、４款衛生費、１項５目医療等対策費は、歳入の補正に伴う財源更正であります。

24、25ページお願いします。最初の表、２項２目斎場管理費、説明欄丸、斎場管理費は、指定管理者委託料の精算項目に係るもので、燃料の高騰などによる不足分92万円の増。

２番目の表、３項３目し尿塵芥処理施設費、説明欄丸、環境衛生センター付属施設費は、新型コロナウイルス感染症による利用者の減少に伴う施設利用料収入の減収分の補填金で56万円の計上。

３番目の表、６款１項３目農業振興費、説明欄丸、農業体験実習館事業費も、同じく特別減収補填金で、19万円の計上。

次の表、２項２目林業振興費は、歳入の確定に伴う、森林環境譲与税基金積立金30万円の減。

最後の表、７款商工費、１項２目商工業振興費、及びめくっていただきまして26、27ページ、最初の表、３目観光振興費は、いずれも歳入の補正に伴う財源更正であります。

２番目の表、８款土木費、２項道路橋りょう費、１段目、２目道路橋りょう維持管理費と、３段目、４目道路橋りょう新設改良費は、いずれも歳入の補正に伴う財源更正であります。

２段目、３目道路橋りょう除雪事業費は、機械除雪費に6,500万円をさらに追加計上したものであります。

次の表、９款消防費、１項２目非常備消防費は、歳入の補正に伴う財源更正であります。

一番下の表、10款教育費、６項社会教育費、１段目、１目社会教育総務費、説明欄、市民の文化・スポーツ奨励棚村基金積立金（利子分）は確定額の積立て。

２段目、５目文化施設費、説明欄丸、文化施設運営委託事業費、１行目、指定管理者委託料は、精算項目に係るもので、燃料費の高騰によりまして、不足分278万円の増。２行目、新型コロナ特別減収補填金は、利用者減少に伴う利用料収入の減収分の補填金で787万円の計

上。

28、29 ページお願いします。２番目の表、７項保健体育費、２目体育施設費、説明欄丸、体育施設管理委託事業費、１行目、指定管理者委託料は、燃料の高騰の不足分で、638 万円の増。２行目、新型コロナ特別減収補填金は、利用者減少に伴う補填金で 392 万円の計上。

最後の表、14 款予備費は、収支における差額調整分 322 万円の増額であります。

以上が歳出です。

戻っていただきまして、９ページをお願いいたします。第２表、繰越明許費の補正でございます。記載のとおり６事業を追加し、１事業を変更とする補正をさせていただきました。

最初の表が追加となります。１段目、３款１項社会福祉費は、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給で、国の方針により、年度をまたいでの実施が決まったため追加するもの。

２段目、３款２項児童福祉費は、子育て世帯に対する特別支援金の支給で、こちらも国の方針によるもの。

３段目、３款２項生活保護費は、生活福祉資金（特例貸付）を限度まで借入れした者で、一定の要件を満たす者に支援金を支給するもので、これも国の方針によりまして申請期間が延長となったため追加するもの。

４段目、４款１項保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の、３回目接種に係る経費で、年度内の完了ができないため追加するもの。

５段目、７款１項商工費は、おくにじまん会館の改修工事費で、改修後の利用計画の策定が遅れたことにより、年度内の完了ができない状況となったため追加するもの。

最後の段、９款１項消防費は、湯沢庁舎の火災報知設備複合型受信機の修繕工事ですが、新型コロナウイルスの影響により、部品調達が困難なため、メーカーにおいて受信機製造の見通しが立たないということから、工期の延長をせざるを得ないため追加するもの。

２番目の表は変更であります。８款２項道路橋りょう費は、樋渡東西線関連の搬入道路舗装復旧工事、及び家屋事後調査業務委託で、豪雪の影響により年度内の完了ができないため、繰越金額の変更をするものです。

３ページに戻っていただきまして、第１条第１項のとおり、歳入歳出にそれぞれ５億 1,159 万 3,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 410 億 1,642 万 1,000 円とするものです。

以上で、第６号報告の説明を終わります。

〇議　　　長　質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

〇寺口友彦君　26 ページの土木費の３段目、道路橋りょう除雪事業費、補正も含めて 19 億 5,500 万円となりましたけれども、結局、令和３年度での機械除雪それから消パイの電気、機械除雪の中でも排雪にかかった費用等々はどのくらいだったかを教えてもらいたい。併せて、この 19 億円でありますけれども、国、県からの支出金とその他一般財源でありますけれども、その内訳も教えてもらいたい。

〇議　　　長　建設部長。

○建設部長　機械除雪の関係ですけれども……

○議　　　長　マイクを近づけてもらっていいですか。

○建設部長　機械除雪の関係ですけれども、今年度、令和３年度の総額で確定額ですと……

○議　　　長　部長、数字ですので、もし誤りがあってはいけないので、ちょっと保留にしていただいて、確定で。寺口議員、よろしいですか。

○建設部長　申し訳ございません。

○議　　　長　今保留として、次にいたします。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君　２点お伺いします。最初は１点目、21ページの企業版ふるさと納税寄附金の部分であります。これは前にした――企業版ということは目的指定ですから、こういうことに使うということでありますけれども、前の道路拡張に伴う指定なのか。それとも別に新しく、こういうことにやりたいということでそういう寄附をされたのか、その詳細をお聞かせいただきたいと思っています。

もう一点であります。27ページ、全く今の質問と同様で、幾らかというのは今出ないということですから、後でお聞きいたしますけれども。もう一点に関しては、春除雪に関してはいつもあれですけれども、雪を置かせていただいているということは本当にある面ではありがたくて、そこがないと大変な状況になっているものですから、そういう面では本当にありがたいと思っているのです。

例えば今年のように――実際に４月１日から行うわけです。消雪は実際に11日とか12日とか言われています。この春除雪をしなかった場合、何日が縮められているのか、どうなのか。私はそこの部分で、金額の部分がまだ出ないですから分かりませんけれども、大きく今財源が当市として厳しい中で、これをやはり理解いただくという部分をいつも言っていますけれども、やはりお願いするところはお願いしていかなければいけない。そしてある面では感謝するところは感謝しなければいけない。その日にちはどのぐらい違うのかということをお聞かせいただきたいと思っています。

○議　　　長　１点目、答弁。ふるさと納税。除雪の……。

建設部長。

○建設部長　春先除雪の降雪の関係ですけれども、４月９日までは非常に気温も低かったのですけれども、４月９日を越えると大変今年については気温も上がって消雪が早まりました。ただし、何日、排雪しなくて済むかと申しますと、そこはその年年で大分違う場合がございます。今年につきましても、４月９日までは本当に例年よりも多いというような状況でございました。

そこの間までの中で全箇所をうちのほうも職員で対応しまして、なるべく排雪箇所、排雪量を少なくということで、全箇所の立会いもして指示もしております。なので、なるべく少なくという方向ではございますけれども、なかなかやはり、その後に消える気温までは分か

らないという部分がございまして、そういう年年の降雪状況によってまた変わってくるということでございます。ここはもうご理解していただくしかないものでございます。

以上です。

○議　　　長　企画政策課長。

○企画政策課長　企業版ふるさと納税寄附金についてでございます。こちらの使途につきましては、地域再生計画に基づいて、地方創生道整備推進交付金というものを活用して行っている道路整備事業に充てるものでございます。

以上です。

○議　　　長　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　最初の件は大体、今やりましたけれども、それ以外にまた計画があるということでしょうか。それだけちょっと確認させてください。去年やりましたけれども、それ以外にまたあるから、こういう計上が出ているのかどうかという確認をさせていただきたいと思っています。

それと機械部分に関しまして、ご努力されているというのを今聞かせていただきました。ぜひ今後、こういう財政の折でありますので、全体の部分で、本来ならばこのぐらいしなければいけないのだけれども、交渉によってこのぐらい削減することができたとか、そういうものを具体的に今度は出せるような、そういうふうにしていけば市民の方も、また新たな発想の転換もできるのではないかと私は期待しているわけです。そういう面で聞かせていただきました。今後の部分に関して、ちょっともし計画がございましたらお聞かせいただきたいと思っています。

○議　　　長　企画政策課長。

○企画政策課長　企業版ふるさと納税の関係でございます。昨年まで多くの寄附を頂いておりました無電柱化の事業とは別の事業で、具体的には市道宇津野川端線ですとか、宇津野工業団地線に係る道整備推進交付金の事業にご寄附を頂いたということでございます。

○議　　　長　計画があるかないかということ……（何事か叫ぶ者あり）新しい計画があるかどうかという話を……（何事か叫ぶ者あり）課長、宇津野ですか。津久野ではなくて宇津野でいいかと……今答弁、宇津野……。

企画政策課長。

○企画政策課長　宇津野川端線及び津久野工業団地線等に係る道路整備事業であります。

○議　　　長　今後があるか、今後の計画はあるか……（何事か叫ぶ者あり）あるかないかだけ、今のところあるかないか。

○企画政策課長　申し訳ありません。地域再生計画については前から計画していたところに、今回ここの事業に対しては初めてご寄附を頂いたものであります。新たな計画があるかというと、昨年、この制度ができてから経過してきたものにまた新たに計画をつくったかどうかということについては、今のところありません。

○議　　　長　建設部長。

〇建設部長　　春先除雪の関係です。場合によっては、地権者のほうに同意も求めながら、ご協力という形でいろいろお話ししながら削減に努めていきたいと思っております。

以上です。

〇議　　　長　　先ほど保留にしていた答弁はできますか……（何事か叫ぶ者あり）できますか、中沢さんよろしいですか……（何事か叫ぶ者あり）はい……（「もう少し」と叫ぶ者あり）はい。

〇議　　　長　　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　　３点お尋ねします。まず、ページ 11 ですけれども、歳入の部分で、額が確定したからということで突然歳入が入ってきたのは、そこは理解できるのですけれども、１割とか５％という額が入ってくるのは分かるのだけれども、例えば４番の配当割交付金とかというのは、2,100 万円という見込みが突然 3,300 万円に増えるわけです。５番の株式等譲渡所得割交付金は３倍近く増えています。６番の法人事業税交付金も３倍近くか。なので、当初の見込みがこういう額であって、何で突如、いきなり歳入が出てくるのか。当初の見込みが間違っていたのか、その部分をご説明いただけたらと思います。

２点目ですけれども、ページ 29 の体育施設管理委託事業費。１つの施設に 1,000 万円が行くということだと思うのですが、もうちょっと知りたくて、燃料費の高騰だけで 630 万円ということですけれども、体育施設はたくさんあるではないですか。たくさんある中の全ての施設が燃料でなっているのか、もっとちょっと内訳。この団体はたくさんの体育施設をやっていると思うのですけれども、どの施設がどれぐらいの利用が減ってとか、どれぐらい利用が高くなっているとか、内訳が知りたいのですけれども、お願いします。

ページ 27 の最後のものです。また同じような質問ですけれども、文化施設運営委託事業費も 1,000 万円がまた同じ団体に行く額になっていると思うのですが、これもいろいろな文化施設がある中で、どの部分が燃料で、利用者減がどの部分でどれぐらい――利用者減で 787 万円というのは、すごいたくさんの利用者が減っていると思うのです。どれぐらいの利用者を見込んでいてどれぐらい減ったのかとか、そういう数字があったらもう少し分かりやすいのかと思います。お願いいたします。

〇議　　　長　　財政課長。

〇財政課長　　１点目の歳入に関する増の分、譲与税関係全般にわたってのところでご回答いたしますが、当初予算の見積りが誤っていたかどうかという、そういうことは決してございません。当初予算を編成する際には、国のほうの地方財政計画ですとか、そういったところに基づきまして、大体どのぐらいの経済を国のほうで見ている増加率ですとか、減少率、そういったのを参考に、我々の市についても前年度の実績ですとか、過去５年の経過、そういったところを見て推測するわけです。ただ、なかなか歳入でありますので、あまり景気動向を強く見たりですとか、多く入るだろうと見ると、やはり最後穴が開いてしまうという心配もあって、適切な予算編成ができないというところから、やや歳入については、実践とか安全率というような形で弱めに見ているところであります。

結果として、例えば配当割交付金につきまして、一つ例として申し上げますと、当初よりも最終的には、コロナの影響によりもっと事業活動が全国的に停滞するのかというところであったのですが、最終的には好調で、配当金が増傾向であったというようなことで、これにつきましては国から県に配当された後、各市町村に案分されていく形になりますので、そういった状況がございます。

あと、法人事業税の関係につきましても新たに……

〇議　　　長　箇潔にお願いします……

〇財政課長　そういった形でやっております。

以上です。

〇議　　　長　教育部長。

〇教育部長　29 ページ及び 27 ページ、指定管理施設の委託料及びコロナの減収分の補填のことでご質問いただきました。29 ページのほうが先でしたので、29 ページのほうから申し上げます。同じ団体ということでございましたが、こちらのほうにつきましては、指定管理の団体が２つございますので、文化スポーツ振興公社、そしてベースボールマガジン社ということで２つの団体でございます。

1,000 万円の内訳ということでございましたので、まずは 12 節の指定管理者委託料のほうは、年間の委託料の中で精算分になっている項目になっている部分の精算です。説明にあったとおり、燃料費の高騰、あるいは除雪費というものがこの中に入っております。それぞれの内訳ということでございましたけれども、例えば大原運動公園でございますと、134 万円。あとほかの体育施設につきましては、例えばディスポートでございますと、496 万円などということになっておりまして、かなり多くの施設がございますので、一つ一つを申し上げることはできませんけれども、そのような形となっております。

あと、21 節の新型コロナ特別減収補填金でございますが、こちらも２団体ということで、公社のほうは 60 万円、ベースボールマガジン社がおよそ 330 万円ということになっています。公社のほうは 60 万円ということで、ベースボールマガジン社に比べると少なくなっておりますけれども、こちらにつきましては、五日町雪国スポーツ館につきまして、コロナのワクチン接種であの体育館を使っていただいたということで、これもコロナの影響によって臨時的な収入があったということで、それを差し引いた金額が 60 万円ということになっております。個々にはたくさんの施設がございますので申し上げませんけれども、以上となります。

また、27 ページ、文化施設でございます。こちらは文化スポーツ振興公社への委託料と減収補填金です。

12 節の指定管理者委託料につきましては、燃料費がおよそ 51 万円、除雪費がおよそ 171 万円、修繕料が十数万円というようなことになっています。また、21 節、新型コロナ特別減収補填金でございますが、市民会館が 499 万円、牧之記念館が 215 万円、富岡ホワイトが 216 万円というような形になっております。何人減ったからどうなのだということでございましたけれども、総じて言えば芸術の秋といいますので、秋口はそれほど減収はないのですけれ

ども、それ以外の季節につきましてはかなりの減収ということで、積み上げがこのような形になっているということでございます。お金で比べておりますので、人数につきましても把握していますが、ここでは省略させていただきます。

〇議　　長　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　歳入の部分です。確認ですけれども、確定したことによってエクストラの歳入が来て、お金というのは……

〇議　　長　すみません。質疑を、確認ではなくて、質疑でお願いします。

〇黒岩揺光君　質疑でお願いします。このお金の使い道に関しては特に縛りはないのですよね。

２つ目ですけれども、人数は把握しているけれども出せないというのは、どういった理由なのでしょうか。

３つ目ですけれども、市民会館だけで 499 万円の補填ということですが、当初どれぐらいの利用料金を見積もっていて、500 万円ぐらいダウンしたということですよね。ということは、結構なダウンだと思うのですけれども、それは何人ぐらいの利用人数で、換算するとどれぐらいのダウンだったのでしょうか、教えてください。お願いします。

〇議　　長　総務部長。

〇総務部長　歳入のほうの交付金の関係でありますが、補助金とはそれは異なりまして、補助金の場合は目的をもっての補助、申請、決定、交付でありますが、交付金はそういうものではありませんので、どこに組み込まれるかというのは細かには当然決まっておりません。

以上です。

〇議　　長　教育部長。

〇教育部長　市民会館の例をおっしゃっていただきましたけれども、補填金の出し方が、コロナの影響がなかった時期――平成 29 年から令和元年の３か年の金額の平均と、当年度、令和３年度の金額を比較して減った部分につきまして、減収補填金としてお支払いするというような形を取っております。減収になった金額につきましては、収入以外も企業努力で支出を減らした、または人が来なくなって支出が減ったという部分がございますので、一概に人数と合致するものではございません。月ごとの収入金額等につきまして、それぞれの３か年の平均と比べて、それを積み上げた数字が今回の減収補填金として算出されている数字でございます。

〇議　　長　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　歳入の件、分かりました。特に縛りがないということですけれども……すみません、聞きづらくて。ということは、コロナで経済が疲弊している中で、要するにどこに使ってもいいという中で体育施設とか文化施設とか、斎場とかそういった指定管理料がすごい大変だからそちらに使っているかとは思うのですが、燃料費のこととか、利用者減というのは、市内全域で起きていることだと思うのですけれども、特にこの施設が大変だったという、そういう理解でよろしいのでしょうか。すみません、何か……。

〇議　　　長　　教育部長。

〇教育部長　　教育施設のことで申し上げますけれども、指定管理委託の中には精算項目というものがございまして、その中に燃料費や除雪費や修繕料というものが入ってございます。そこが予算よりも上回った部分につきましてこれを精算するものでございますので、ご承知のとおり、燃料費あるいは昨年度の大雪について、当初のもくろみよりも高騰したということで精算したということでございます。

〇議　　　長　　総務部長、質問の意味は多分ほかの経済も疲弊しているけれども、そこにはこの補塡が当たるかどうかという質問だと思うのですけれども……。

総務部長。

〇総務部長　　一般財源でありますので、それぞれどこに当てはまるかというのは色はついていませんので、いかようにもと言っては失礼ですけれども、なります。それぞれの法的な根拠がございまして、歳入になるということでございます。

以上です。

〇議　　　長　　それでは、14 番・寺口友彦君の保留していた答弁について、建設部長、答弁願います。

建設部長。

〇建設部長　　先ほど保留しておきました除雪費の件でございます。除雪費、令和３年度の総額が 13 億 425 万円ほど、そのうち国庫補助金が追加交付された交付金も含めまして４億 4,000 万円ほどです。このほかに普通交付税や特別交付税で措置されるということでございます。

さらに春先除雪の件ですけれども、令和３年度の４月分が、昨年ですけれども１億 5,000 万円あります。それと今年の３月分が 3,900 万円で、トータルで１億 9,000 万円ぐらいということです。今年の４月の分の春先除雪については２億 1,000 万円ということになっております。

以上です。

〇議　　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議　　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議　　　長　　お諮りいたします。第６号報告　専決処分した事件の承認について（令和３年度南魚沼市一般会計補正予算（第 19 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第６号報告は提出のとおり承認されました。

○議　　　長　ここで休憩といたします。休憩後の再開を１時20分といたします。

〔午後０時05分〕

○議　　　長　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後１時20分〕

○議　　　長　議員各位にお願いいたします。数字などを聞く場合は、答弁等も遅くなる可能性もありますので、事前にこういう質問をするとか、担当課に言っておいてもらえるとスムーズな答弁をいただき、再質問につながります。答弁保留のまま採決がなされる可能性もありますので、そういう部分をご配慮いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

会議を続行いたします。

○議　　　長　日程第９、第７号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長　それでは、第７号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）ご説明申し上げます。令和４年度税制改正により、地方税法等の一部が改正され、３月31日に公布、４月１日からの施行となったことから、南魚沼市税条例の一部改正について３月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第３項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

主な改正の内容としては、家屋に係る固定資産税について、省エネ改修工事を行った場合の特例が延長及び一部拡充される関係での改正。また、土地に係る固定資産税について、評価替年度において固定資産税評価額が急激に増額した場合には、税負担が急激に増えないよう段階的に課税標準額を引き上げる負担調整措置がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、令和４年度に限り、その引上げ部分の加算率を通常の５％から2.5％に引き下げる改正などが含まれております。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。６ページをお願いします。６ページ、第22条の７第１項第５号は、寄附金税額控除において、平成20年に施行された公益法人関連法による移行前の特例法人への寄附についての移行措置期間が終了したために括弧書きの規定を削除するものです。

７ページの中ほどにいきまして、第37条第９項及び第15項は、引用する地方税法の改正による項ずれの修正と文言の整理になります。下のほう、第61条の２第１項、及び８ページの第61条の３第１項は、記載の地方税法の規定にただし書きの規定が追加されたことによる改正になりまして、ＤＶ被害防止のための配慮措置の追加になります。

８ページのその中ほどから次のページにかけての、附則第９条の２は、固定資産税のわがまち特例に関する規定で、第３項から第14項は、引用する法の改正による項ずれの修正で、第15項は、この地域に該当はありませんが、新たに特定都市河川浸水被害対策法に規定する

貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準額の特例を規定するもので、第 16 項、第 17 項は、第 15 項の規定の追加による項番号の繰下げになります。

続いて９ページの、附則第９条の３第９項、及び次ページにいきまして第 11 項は、特定の省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の特例の２年延長及び一部拡充に伴う改正で、「熱損失防止改修等」や「改修工事等」とそれぞれに「等」という名称が加わっておりますが、住宅の断熱改修などと同時に行う太陽光発電設備などの設置について新たに工事費の要件額に含めるとするものであります。

10 ページの附則第 11 条第１項は、固定資産税の土地に係る負担調整措置に関する規定で、前年に比べ評価額が上昇した土地については課税標準額を段階的に引き上げることとして、その率は 100 分の５としているところ、令和４年度に限り、住宅用地等を除く商業地等に関しては、その上昇幅を令和４年度の固定資産評価額の 100 分の 2.5、2.5%とする改正です。なお、令和３年度については全ての土地に対してその上昇率が特例的にゼロということで、前年度据置きとする措置がありました。

４ページに戻っていただきまして、改正条例の附則になります。第１条は、施行期日を４月１日とするものです。第２条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、第１項は、令和４年度分以降の固定資産税について適用するということ。第２項は、今回の改正部分ではありませんが、附則第９条の２に規定する課税標準額の特例について、これに該当する施設はなお従前の例による、とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議　　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議　　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議　　　長　　お諮りいたします。第７号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第７号報告は提出のとおり承認されました。

〇議　　　長　　日程第 10、第８号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長　それでは、第８号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）ご説明申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和４年４月１日から国民健康保険の保険税について、基礎賦課額に係る賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額が引上げとなりました。これに伴い、条例の改正が必要な部分があり、南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について３月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第３項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

この改正は、１人当たり医療費の増加に伴い、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、高所得層に応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得層の保険税負担をできる限り緩和することなどを目的とし、基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げるというものです。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。４ページをお願いします。第３条第３項、第４項及び第11条第１項は、基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げる改正です。５ページ中ほどからの附則第９項は、３月議会に上程した条例改正で、第11条に第２項を新たに追加したため、同条中という語を従前の第１項を示す、同項中というふうに修正するものです。

３ページに戻っていただき、改正条例の附則であります。第１項は、施行期日を４月１日とするものです。第２項は、経過措置の規定で、令和４年度以降の国民健康保険税に適用する、とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議　　　長　質疑を行います。

７番・中沢道夫君。

○中沢道夫君　今現在、この限度額になっている方が何人ぐらいいらっしゃるのか。この適用を受けるのがいるのか教えてください。

○議　　　長　税務課長。

○税務課長　基礎賦課額に係る賦課限度額63万円から65万円になった者については、現在賦課限度額に達している世帯数は34世帯。後期高齢者支援金等賦課限度額19万円から20万円に引上げになった者については、108世帯となっております。

以上です。

○議　　　長　ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議　　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議　　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議　　　長　お諮りいたします。第８号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第８号報告は提出のとおり承認されました。

〇議　　　長　日程第 11、第９号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

〇福祉保健部長　そうしましたら、第９号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）ご説明申し上げます。南魚沼市介護保険条例附則第19 項について、国から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第１号保険料の令和４年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについてが発出されたことによりまして、減免対象が令和５年３月 31 日までの保険料とされましたので、これを改正するものです。令和４年３月 31 日付で専決処分とさせていただきましたので、地方自治法第 179 条第３項の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

新旧対照表で説明申し上げます。４ページの附則第 19 項につきまして、減免の対象を、現行の令和４年３月 31 日までの間に納期限が定められている保険料としていたものを、令和５年３月 31 日までの間に改正するものです。

３ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。この条例は、公布の日から施行する、とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議　　　長　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議　　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　お諮りいたします。第９号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第９号報告は提出のとおり承認されました。

○議　　　長　日程第 12、第 10 号報告　繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　第 10 号報告　令和３年度南魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。令和３年度の繰越明許費につきましては、本年３月定例会での補正予算第 18 号及び最終専決補正予算の第 19 号でご承認いただいたものであります。それぞれの事業において、令和４年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第２項の規定により、繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものであります。

別紙３ページから５ページが繰越計算書、７ページから９ページは報告資料で、事業内容の説明となっております。３ページをお願いいたします。３ページ左から、款、項、事業名、次の金額は繰越予定額、次の翌年度繰越額が実際に繰越しをした額で、以降はその財源内訳であります。

金額に変更のあった項目を中心にご説明を申し上げます。上から２款総務費は、総合行政システム事業費ほか４事業。３段目、庁舎整備事業費は、北分館のエレベーター改修工事が年度内に完了したことにより 154 万円の減。その２段下、新潟県知事選挙費は契約の結果、144 万円の減。３款民生費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業ほか２事業。４款衛生費は、予防対策事業費の１事業。６款農林水産業費は、土地改良事業費ほか１事業。

４ページ、７款商工費は、商工業振興補助事業費ほか１事業。商工業振興補助事業費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業で、事業の進捗により、２億 7,096 万円の減。８款土木費は、道路橋りょう維持補修事業費ほか６事業で、それぞれの事業の進捗により、合計で 2,497 万円の減。９款消防費は、消防庁舎管理費の１事業。10 款教育費は、教員住宅維持管理費ほか７事業で、５ページ、下から２段目、体育施設整備事業費は、契約の結果 770 万円の減。11 款災害復旧費は、土木施設災害復旧費（補助）の１事業であります。

以上、事業の年度内完了が困難であることから、繰越しの承認を受けたもので、翌年度の繰越しは、５ページ、表の一番下、合計欄、合計で 30 件、23 億 117 万 3,668 円で、財源内訳は、表の中ほどより右側に記載のとおりとなってございます。

以上、第 10 号報告　繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議　　　長　質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　これは３月の補正のときにも、予定として出てきたことですけれども、内

容説明がなかったのもありますので、金額でなく内容を確認したいのですけれども。まず３ページの２段目、庁舎管理費がありますけれども、この後ろのほうを見ますと、火災報知器の更新とあります。そして関連しまして、４ページ目の消防費、これも火災報知器の修繕とあるのですけれども、これは火災報知器、内容的には多分待ったなしのものがこういうふうに繰り越されるというのは、どういう理由があるのかというところを少し聞いてみたいと思います。単純に工事が間に合わなかったでは済まないかという気もしますので。

もう一点ですけれども、３ページの今、説明がありました３段目の庁舎整備事業費のところで、これは私の聞き違いかもしれませんけれども、エレベーター云々というような話があったような気がしたのです。これは後ろのほうを見ますと、本庁舎市民ホールレリーフ移設工事となっているのですけれども、そこのところ、私の聞き違いだったらあれですけれども、もう一度お願いしたいと思います。３点お願いします。

○議　　　長　議員、今、説明で、物が入らないのでというか、説明が……。

〔「だったら、それをお願いします」と叫ぶ者あり〕

○議　　　長　総務部長。

○総務部長　先に２点目のほうから私が説明した内容につきまして、北分館のエレベーター改修工事が年度内完了したことによりまして、その分は繰越しが不要となったというご説明をさせていただいたところでございます。ですので、資料のほうに出ていますのが、それは繰越しが必要な事業ということでございます。

以上です。

○議　　　長　財政課長。

○財政課長　１点目の庁舎管理費の火災報知器の関係です。こちらのほうはやはり必要な備品の供給が遅れているということで繰越しになっています。

以上です。

○議　　　長　ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議　　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　以上で第10号報告　繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議　　　長　日程第13、第11号報告　予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長　第11号報告　予算繰越報告についてご説明を申し上げます。令和３年度水道事業会計予算に定めた建設改良に要する経費のうち、地方公営企業法第26条第１項の規定により、予算の繰越しを行いましたので、同条第３項の規定により、ご報告するものです。

３ページの予算繰越計算書をご覧ください。令和３年度水道事業会計予算に定めた建設改良費のうち、支払い義務の生じなかった新設改良費――表の中ほどになります、6,120 万円を翌年度に繰越ししたもので、財源内訳及び繰越理由等は記載のとおりであります。

４ページの資料をご覧ください。繰越しとなる新設改良費の工事概要です。畔地浄水場など各施設の老朽化した計装設備の更新工事であります。水質や水量を適正に管理し、安全な水を安定的かつ持続的に供給するものです。

第 11 号報告の説明は以上になります。

○議　　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　　以上で第 11 号報告　予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を終わります。

○議　　　長　　日程第 14、第 12 号報告　予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長　　第 12 号報告　予算繰越報告についてご説明を申し上げます。令和３年度南魚沼市病院事業会計予算、資本的支出の建設改良費の一部につきまして、地方公営企業法第 26 条第１項の規定により、令和４年度に繰越しを行いましたので、同条第３項の規定により報告するものであります。

３ページの別紙、南魚沼市病院事業会計予算繰越計算書をご覧いただきたいと思います。事業名は建設工事費でございます。説明欄に記載のとおり、市民病院の玄関庇建築工事の契約の始期を令和３年 10 月 25 日とし、適切に実施できる工事期間としたことにより、繰り越すものであります。予算計上額 6,250 万円のうち、支払い義務発生額 351 万 5,600 円を除く 5,898 万 4,400 円を翌年度に繰り越すものでございます。なお、財源の内訳等につきましては、記載のとおりとなっております。

４ページの資料をご覧いただきたいと思います。事業名は建設工事費で、その内訳は南魚沼市民病院玄関庇建築工事であります。

説明は以上でございます。

○議　　　長　　質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　ここも適切な実施ができる工事期間というふうに変更したということなので、これが理由なのでしょうけれども。それにしても、今年度 351 万円支払い済みということで、単年度予算の考え方からすると、非常に今回の支出が少ないのですけれども、これは何か取組が遅れたとか、さっきの話ではないけれども、材料が来なかったとか、それなりの

適正期間ということでなくて理由があると思うのです。その辺をもう少し詳しくお願いしたい。

○議　　　長　経営管理部長。

○経営管理部長　昨年９月に予算を補正いただきまして、10 月 25 日に契約をしております。その時点で契約の期間 249 日ということで、当初、最初の時点で仮設から部材の発注、それから建て方等、庇建築工事において、各工程において必要な期間をとったために、予定どおり繰り越したということでございます。

○議　　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　以上で第 12 号報告　予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を終わります。

○議　　　長　日程第 15、第 13 号報告　予算繰越報告について（南魚沼市下水道事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長　第 13 号報告　予算繰越報告についてご説明申し上げます。令和３年度下水道事業会計予算に定めた建設改良に要する経費のうち、地方公営企業法第 26 条第１項の規定により、予算の繰越しを行いましたので、同条第３項の規定により、ご報告するものです。

３ページの予算繰越計算書をご覧ください。令和３年度下水道事業会計予算に定めた建設改良費のうち、支払い義務の生じなかった管渠建設改良費――表の中ほどになります、１億 9,392 万円を翌年度に繰越ししたもので、財源内訳及び繰越理由等は記載のとおりであります。

４ページの資料をご覧ください。繰越しとなる管渠建設改良費の工事概要です。最初の交付金事業は、農業集落排水を県流域下水道に統合するためのマンホールポンプ設置工事。ほか２件は六日町市街地での寺裏雨水幹線布設、宅地分譲地での汚水管渠布設工事であります。

第 13 号報告の説明は以上です。

○議　　　長　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　以上で第 13 号報告　予算繰越報告について（南魚沼市下水道事業会計）を終わります。

○議　　　長　日程第 16、第 14 号報告　専決処分した事件の承認について（令和４年度南魚沼市一般会計補正予算（第１号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市　　　長　　それでは、第 14 号報告　令和４年度南魚沼市一般会計補正予算（第１号）につきまして、５月９日付で専決処分といたしましたので説明をいたします。本補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの４回目の追加接種につきまして、国より対象者、接種間隔等の方針が示されたということから、早期の開始に向け関係予算を専決処分させていただいたものであります。

接種方法は、医療機関による個別接種と五日町雪国スポーツ館での集団接種を併用し実施する予定としていることから、歳出では、個別接種の委託経費、集団接種に係る医師や看護師等の人件費及び会場整備や接種券の発送に係る経費などを計上したものであります。また、これまでのワクチン接種につきましては、市内の医療機関の皆様から大変なご協力をいただき実施をしてまいりました。４回目の接種に当たりましても、医師会の皆様からのご協力がなければ、成し遂げることは困難であるということから、今一度、最大限の協力をいただいて、市民が安心して接種を受けられる体制整備に努めたいと考えまして、接種協力金を計上したところであります。

歳入では、接種体制確保に必要な費用については、引き続き全額を国が負担するとされていることから、現時点で見込まれるワクチン接種に直接係る経費を対象とした負担金及び体制整備に係る補助金を計上しました。なお、接種協力金に要する経費については、国費補助の対象外となることから、財政調整基金を繰り入れて対応することといたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ１億 5,817 万 8,000 円を追加し、総額を 320 億 8,817 万 8,000 円としたものであります。よろしくご審議をいただきまして、承認をいただきますようにお願いをいたします。

以上です。

○議　　　長　　質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　では、２点お願いいたします。接種協力金の趣旨は分かりました。私もこれまでの間の医師会のご協力なくして、ここまで対応できなかったという思いがありますので分かるのですけれども、これと下のほうにある予防接種委託料との関係です。委託料は委託料で、そして協力金は協力金でありがとうございましたということなのでしょうけれども、そこら辺の額の決定というか、どこに出すのかも含めて、もう少し考え方を整理したいので。委託料を出しているのだけれども、やはり協力金として気持ちを表したいということなのかという、そこのところをもう一度お願いしたいと思います。

もう一点が下のほうにタクシー等借上料があるのですけれども、これは当初予算で 1,200 万円ですか、予算化していまして、そして今度４回目が始まるので、その不足分の 480 万円が追加になったのだと思うのです。３回目、高齢者等に向けてのタクシーで受ける支援をしたのですけれども、それの実績という言い方も聞きづらいのですが、どの程度のタクシー利用があったのかというところを少し聞いてみたい。

○議　　　長　市長。

○市　　　長　この後担当部課の担当の者から答えさせますが、分かっていらっしゃると思うのですけれども、１点だけ少し確認のために言わせてもらいたいところです。接種協力金のことですけれども、これまでの分のありがとうございましたではなくて、これから打つのに対してよろしくお願いしますということです。ここだけは間違えないようお願いします。

○議　　　長　福祉保健部長。

○福祉保健部長　まず、第１点の予防接種委託料と接種協力金の件ですけれども、今ほど市長が申し上げたとおりのお話でありますし、４回目となりまして、１回目、２回目、３回目がまだ終わっていない段階で非常に事務的な部分でも困難が生じております。それと併せての協力金ということでお願いをしております。タクシーの実績については担当課長から説明させますのでお願いいたします。

○議　　　長　保健課長。

○保健課長　タクシーの利用者数でございます。３回目の接種につきまして、現時点で利用者が大体件数として 700 件ぐらいです。金額としては 400 万円程度というふうに実績としてあります。

以上です。

○議　　　長　13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　接種協力金の件は、今までの感謝の気持ちではなくて、これからのお願いということで、少し私が勘違いしていたところがあるのですけれども。これは医師会にまとめてボンといくのか、個々の先生方に渡すのかというところを、細かくて申し訳ないのですけれども聞かせていただきたい。多分、医師会のほうだと思うのですけれども。

タクシー等借上料ですけれども、1,200 万円予算化して、今まで 400 万円の執行だったということです。ここでまた 480 万円ということは、やり方を変えたり、タクシーでの往復というかの推進みたいなのをやりながらするのか。えらい４回目、額が残っている割に、いっぱいの額になるのですけれども、そこら辺の考え方がありましたらお願いします。

○議　　　長　福祉保健部長。

○福祉保健部長　まず、接種協力金ですね。お支払い先ですけれども、これは予防接種１回当たり 1,000 円ということで、医療機関のほうに支給をいたします。タクシーにつきましては担当課長から説明させますのでお願いします。

○議　　　長　保健課長。

○保健課長　予算の考え方でありますけれども、通常国ですと１回目、２回目の接種、あとは３回目の接種、４回目の接種、それぞれ接種の対象によって、負担金ですね、国から来る負担金、補助金、そういったことの事業費の積算を求めてきます。それに応じて４回目の接種についての事業費を今回専決したということになりますので、３回目の余っているお金を使うという考え方も、予算ができていなければありますが、ここは４回目の接種ということで今回計上しているものです。ですので、金額的に大きく変わるとか、対象者が大きく変

わるとかということはございません。

以上です。

○議　　　長　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　同じく13ページの予防対策事業費の件でお伺いさせていただきます。医師会の皆さんから、今までの状況を見せていただいて、大変ご足労してもらっている。本当に敬意というか感謝を申したい気持ちでいっぱいであります。そうした中で、このような協力金を出すということに関しては、私はいささかも問題ないと思うのですけれども、ただ、今までこの予備費に関しては 100%国で補助されているわけです。それ以外にこうされるということであります。ということは、他の自治体でもこういう傾向があるのか、ないのか。私どもの市独自で国の 100%とは別にこういう協力金という形でされるのか。その部分をお聞かせいただきたいと思っています。

それと、同じく説明の中で、すごく医師会の皆さんからのご協力をいただいてという話がありました。この予防対策事業費の中であえて聞かせていただきます。例えば、子宮頸がんワクチンがされました。その後当市はこのワクチン予防接種の事業の中で、どのような方向で発表され、進めようとしているのか。８年間のこのブランク、ここでしか聞けませんので。皆さんすごく注目しておりますので、お聞かせいただければありがたいと思っております。

○議　　　長　新型コロナワクチンの報告なので……市長。

○市　　　長　私がすぐに答えても申し訳ないみたいな感じですけれども、この後、必要なところは答えさせますが、まずは他の自治体でも動きがありました。コロナワクチンの協力金のことについては、新聞報道もされているのでもう十分ご存じだと思います。しかしそれ以上に医師会側から今回、本当に大変であるということで、そういう強い要望が私宛てに届けられていたということがありますので、申し添えておきたいと思います。

○議　　　長　福祉保健部長。

○福祉保健部長　１点目の周囲の状況は今、市長が答弁したとおりでございます。

子宮頸がんワクチンにつきましては今後キャッチアップですとかいろいろな方策を取りながら、取りこぼしている方、それから新たに対象になる方、こちらに実施を順次していく予定にしております。

以上です。

○議　　　長　議員お願いします。ちょっと議案と違う方向にいっていますので、その辺は修正をお願いします。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君　１点目は了解いたしましたし、今、あえて聞かせていただきましたけれども、本当に各医師会の皆さんからお世話になって、いろいろなワクチン接種をされている。そういうのも含めた中で、御礼もある、そういう協力をまた今後のいろいろな部分が市の施策であるものですから、そういう協力金というふうに私はみなしているわけです。

そうした中であえて今は子宮頸がんの部分は結構でございますけれども、私が心配してい

るのはこの８年間のブランクの中で、当市は絞ってなくてワクチンのあれがないということで、限られていると聞いているのです。そうした中で私が心配しているのは、例えば自分はないけれども、本当は国のその予算の中で該当になっているのだけれども、私は今回の市の中でワクチン接種が足らないから、では自分は先駆けて対象にはならないけれどもしたいという方がいるわけです。そうしたときに関して、補助体制なんかも考えていかないと、本来国とのあれが違ってくる。状況に合わせた中のワクチン接種であります。予防事業であります。

そういうことも含めた中で、先ほどの部長の中ではそれも含めていると私はみなしておりますけれども、そういうことを鑑みながらぜひやっていただきたいということを、要望と言ったらいけないのだけれども、大事なワクチン接種であり、医師会の皆さんに本当にご足労をかけるわけでありますので、含めた中でよろしくお願いしたいと思っています。

〇議　　長　ほかに質疑は。

１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　接種協力金ですけれども、予防接種委託料が約 5,300 万円。これは１人につき幾らとか、１回につき幾らとかそういう計算で、どういう分配になっているのか。もし、詳細が分かったら教えてください。

接種協力金、先ほど１回当たり 1,000 円ということですけれども、これは五日町雪国スポーツ館でやる分も、派遣された医師の１回分も、その医師が所属しているクリニックに 1,000 円いくのか。それとも個別に医療機関で受診したときだけ 1,000 円が出るのか、そこも教えてください。

あと、３回目のときに、会場借上料が 800 万円で、今回は会場借上料 100 万円ですけれども、多分、会場借上げの期間がすごい短くなっているということなのかと思うのです。ワクチン接種のコールセンター業務委託料は今回 1,800 万円出していますよね。コールセンター業務委託料 1,800 万円を出しているのに、３回目のときは電話料、コールセンターを合わせても 700 万円、800 万円ぐらいだったのです。だからコールセンターが倍増しているのです、コールセンターの業務が倍増している。その理由を教えてください。

あと、今回も接種常設会場誘導業務委託は、観光協会がやっていると思うのですけれども、この業務委託が 400 万円で、前回は 2,400 万円。前回は 2,400 万円が今回は 400 万という６分の１になっているのですけれども、そこも教えてください。お願いします。

〇議　　長　福祉保健部長。

〇福祉保健部長　まず、第１点目の予防接種委託料ですけれども、ここにあります 5,300 万円につきましては、国で指定された料金でお支払いする分になります。1,000 円はそれに上乗せするということであります。

あと会場借上料につきましては、今回議員がおっしゃったとおり、人数を絞った中で、個別接種の量を増やしながら、それで賄いきれない分ということで集団接種を予定しておりますので、日数的には大分減っております。予定では土曜日、日曜日ということで、今、計画を

しております。

コールセンターにつきましては、１回目、２回目、３回目プラス４回目ということで、非常に煩雑な電話対応も必要になってきております。人数も必要になってきておりますので、その分の上乗せということになります。

誘導員につきましては、今ほども説明申し上げましたとおり、集団接種の回数が減っておりますので減額になっているということです。

以上です。

〇議　　長　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　接種協力金の部分で、医師会から要望があったと――先ほど少し答弁漏れがあると思うのですけれども、五日町雪国スポーツ館でやった場合は、接種した医師、派遣した医師がそこで接種したらそれも１回1,000円がいくのかどうか、そこだけすみません。

〇議　　長　福祉保健部長。

〇福祉保健部長　申し訳ありませんでした。集団接種の場合は、1,000円の上乗せはありません。報酬でお支払いしますので、そちらでお願いしております。

以上です。

〇議　　長　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　医師会からの要望があったという市長の考えは分かったのですけれども、改めて2,400万円を上乗せして１回1,000円をやるという大変さ――大変なのでしょうけれども、クリニックが本当にこのワクチン接種で経営が困っているとか、国からくる委託料が足りなくて、経営が大変になっているとか、大変さを改めてもう少し一言いただけたらと思うのですけれども、すみません。

〇議　　長　病院事業管理者。

〇病院事業管理者　僕が政策に関与したので真実をお話ししますけれども、結局この４回目の接種を９月末までに必要な市民に打たないと、これでもう打ち止めになるわけです。そうしますと、この短期間の間に例えば医療機関であれば、今の３割ぐらいアップをやらないと、とてもやれないのです。もう打ち止めになりますから、市民にそのサービスをきちんとやらなければいけない。

そうしたときに、医療機関にも頑張っていただかなくてはいけないということで、さっき要望書が出ましたけれども、これを医療機関でやらずに、五日町雪国スポーツ館のところで大幅に集団接種をやりますと、一方で職員を全て動員して、今まで以上にまた大きな集団接種をやらなければいけないということで、もう一方で職員の疲弊感も非常なものがあります。倒れる寸前なわけです。

一方で、市民に対してきちんとこのサービスをやらなければいけないということで、そうであれば医師会のほうもやる気はある。けれども、大変なのでやってくださいということで、こういうふうな形で協力金を頼んで、そして受けてもらうという話であります。そういう９月末までにこの一定の量をどうやってこなすかということがあって、集団接種のほうはもう

これ以上増やせないだろうということが背景にあります。
以上です。

〇議　　　長　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　担当が違うと思うのですけれども……（「違わないです」と叫ぶ者あり）打ち止めになるから、これは４回目で打ち止めになるから……先ほどの外山さんの、４回目で打ち止めになるから協力金を出すという……（何事か叫ぶ者あり）

〇議　　　長　議長を通してお願いします。

〇黒岩揺光君　僕はつながらないのです。なぜ打ち止めになると協力金が必要なのか。個別接種でいく医療機関の人たちが大変なわけです。物すごく大変だから、１回につき 1,000 円を財政調整基金から出してまでやるわけではないですか。たくさん困っている市民がいる中で、ここに私たちは 2,400 万円やると、もう決まったわけではないですか。そこの部分を聞きたいのです。

４回目で打ち止めるからとか、よく分からなくて、何で医療機関がすごい大変で、この 1,000 円がないともう市民の医療体制が成り立たないぐらい大変なのかということをもう一度お願いできますか。

〇議　　　長　市長。

〇市　　　長　どちらに答えさせるか云々ということは、私が止めない限りはいいのです。政策顧問ですから、全然おかしくないではないですか。そこのところはよく分かってもらいたいと思います。

最後のことは、先ほどの説明を聞いて分かっていただけませんか。私どもは、ワクチン接種事業は昨年からこの間ずっとやってきています。今ほど政策顧問のほうが話をした職員のそういう関係もある、そういう中で今度は医師会のほうから、それは我々も頑張るけれども、ついては――様々あるのですよ。かなりの数をいこうと思って、そういうための体制をとっていたけれども、実際は例えば小児とか、若い、若年層の皆さんなんか特にそうなのです。そういったところは意外に来なかったりして、そういう意味では準備をしていたのに、そういうことで大変だったということもあったり、様々あるけれども、一緒に頑張ろうという中でやるときに、私どもとしてはこの地域の実情を踏まえて、今回ぜひともお願いしますということで出すものでありますので、この辺は理解をいただきたいと思います。

以上です。

〇議　　　長　ほかに。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議　　　長　討論を行います。

まずは、原案に反対者から発言を許します。

１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　第14号報告　専決処分した事件の承認について、反対の立場で討論に参加させていただきます。繰り返しになりますが、コロナで地方経済は疲弊し、生活困窮者がたくさん増える中、私たちは限られた財源の中で、誰を優先して助けるかという議論をしなければならない中、財政調整基金、私たちの財源、貯金であるところを切り崩してまでやる、この接種協力金2,400万円。医師会から要望書が出ているならその要望書を見せてほしいし、個々の機関がどれぐらい経営的に厳しくなっているのかというのが全く分からない。今の話は４回目だから、打ち止めになるから今やらないといけないみたいな、私には全く理解できないので……。

今回この専決処分――そもそも専決処分する必要がありますか。だって、この接種協力金だけでも、別に一般会計の予算に入れて、私たちに審議してもらってもよかったのではないですか。専決処分する理由も僕には分からないのです。そこまで急ぐ必要があったのか。そこまで医師会がすぐに2,400万円くれないと駄目だよというふうに言ったのかどうかとかも分からないので、そういったものも含めて、私は今回この議案に反対の立場で討論に参加させていただきました。よろしくお願いします。

○議　　長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

○牧野　晶君　　一般会計補正予算（第１号）に賛成の立場で討論させていただきます。先ほどまでの市長、そしてワクチン特命担当さんの話を聞いていれば、いかに職員さん、そして民間の医療機関が疲弊しているかというのが分かると私は思います。そして、限られた時間の中で打たなければいけないから、みんなで頑張っていこうよと、そういうことでやっていくわけですから。

そして、９月まで時間がないのですよね。それをでは６月議会に出してやっていくとか、そういうのは私はもう少ししっかりとあることをどうやって対応していくかというのを考えて、皆さんの話をしっかりと聞いて、フィルターをかけ過ぎないで、市のために、よくするためにやっていくのですよ。ワクチン接種とか何でも。そこをちょっと斜め上というか、全然違う角度から見ることも大事だけれども、少しうがった見方をし過ぎないで、何のためにするのか、何のために職員や医療機関があるのか。ここをしっかりと考えて、ぜひ、反対討論した方も賛成していただければいいなと思います。

皆さんの賛成をお待ちしております。本当にこれからも医療機関の皆様、職員の皆様、ワクチン接種、コロナ対応を頑張っていただければと思います。

以上です。賛成討論とさせていただきます。

○議　　長　　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。第14号報告　専決処分した事件の承認について（令和４年度南魚沼市一般会計補正予算（第１号））、本件は提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第14号報告は承認いたしました。

○議　　　長　日程第17、第15号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長　第15号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）、ご説明いたします。こちらは第９号報告の介護保険条例の改正と同様の内容になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免につきましては、令和２年度に制度化され昨年度も引き続き行われたものですが、この制度について、令和４年度も継続されることが国から通知されました。これに伴い、条例の改正が必要となったため、南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について４月25日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第３項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。なお、減免総額の一部については、国の財政支援を受けられることとなっております。

４ページの新旧対照表をご覧いただくと、附則第21項が新型コロナの影響による減免を定めている規定でありますが、本文中の減免対象期間を改正前の令和４年３月31日までという部分を、令和５年３月31日までの間に納期限が定められている国民健康保険税と１年間延長するものであります。

３ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。この条例は、公布の日から施行し、４月１日から適用させる、とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議　　　長　質疑を行います。

５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　説明はよく分かりました。減免の延長に伴った減収分、一部は国が負担をしてくれるというお話が今ありましたが、私はかなり国がきっちりしてくれるのかと思っていたのですが、少し難しい計算とか何かあるのかもしれませんけれども、おおむねどんな割合といいますか、どの程度になっているのかみたいなものが、もしつかみでもざっくり分かれば教えていただきたいと思います。

○議　　　長　市民生活部長。

○市民生活部長　最初の年の令和２年度は、最初から10分の10という通知がありました

が、昨年の令和３年度は10分の２という通知に始まりまして、途中で10分の４になって、最終的には10分の10にまでしていただきました。令和４年度、今回の制度につきましては、今10分の４という通知を頂いております。ちょっとこの先がどうなるかというのは私どもも期待しているところであります。

以上です。

○議　　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　お諮りいたします。第15号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第15号報告は提出のとおり承認されました。

○議　　　長　日程第18、第35号議案　令和４年度南魚沼市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市　　　長　それでは、第35号議案　令和４年度南魚沼市一般会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。主な内容としましては、歳出では、新型コロナ対策関連として、令和４年度第１弾となる市独自の経済対策の実施に必要な経費を計上しました。

今回の支援策は、ポストコロナを目指した経済活動の再開を後押しするとともに、新たな付加価値を生み出す消費や投資を促し、そして、市内の経済と市民生活に活気を取り戻したい、力強い一歩を踏み出すための施策と位置づけたものであります。

市民の力により消費需要を喚起するための市民向けプレミアム付商品券と、市外に向けて地域利用券付の、ふるさと応援プレミアム付き旅行券を発行することで、観光業のみならず幅広い分野への経済波及効果を狙っております。また、大きな観光資源である合宿の再開をどうしても後押ししたいということのための、夏季合宿誘致支援事業補助金や、市内において開催される各種イベント・キャンペーンの再開と復興に向けた、市内イベント復興支援事業補助金を創設し、市内経済の活性化を図るべく必要な費用を計上したものであります。

財源については、本省繰越となっていた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、財政調整基金から１億円を出動して、総額５億700万円の規模で実施するもので

あります。このほか、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策により実施をされる、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る費用を民生費に計上しておりますのでよろしくお願いします。

新型コロナ対策以外では、総務費において、返礼品定期便分に係るふるさと納税返礼等業務委託料を増額したほか、土木費では、社会資本整備総合交付金事業につきまして、見込みを超える予算配分があったということから、道路橋りょう費において、内示に合わせた増額と、事業内容の調整や追加を行いました。また、緊急自然災害防止対策事業債の活用により、著しく舗装が損傷している路線や消融雪施設、これらの改修及び更新を短期間に計画的に実施するため 6,000 万円を追加計上したところであります。

また、教育費では、スクールサポートスタッフ市町村支援事業に対して、県から追加配分として４名分の内示がありましたので、配置に必要な報酬費等関連経費を計上したところです。このほか、小学校の図書室エアコン設置工事に関して、労務費や物価の上昇等により不足が見込まれるという額を追加計上しております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国庫補助金、社会資本整備総合交付金の内示に基づく道路橋りょう費国庫補助金、市債に該当事業に対する充当可能額を計上したほか、財政調整基金からは、市独自の経済対策として１億円、ふるさと納税推進事業の返礼品定期便分としてさきに積み立てた分、２億 1,985 万円を繰り入れました。また、これらによる歳入歳出の差額調整として、前年度純繰越金に 2,300 万円を増額しました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ９億 9,193 万 4,000 円を追加し、総額を 330 億 8,011 万 2,000 円としたいものであります。

詳細については、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますように、よろしくお願いします。

以上です。

○議　　　長　　総務部長。

○総務部長　　第 35 号議案につきましてご説明申し上げます。最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明いたします。

10、11 ページをお願いいたします。２、歳入です。最初の表、14 款２項国庫補助金。１段目、１目総務費国庫補助金、説明欄１行目、個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカード交付に関する事務費に対する補助金で 350 万円の増。２行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回計上の令和４年度第１弾の経済支援策として実施する事業に対するもので、令和３年度の本省繰越分３億 9,878 万 2,000 円を全額計上するもの。

２段目、２目民生費国庫補助金、１節社会福祉費、説明欄１行目、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業に係る事務費分で 75 万円の計上。２行目、４行目、及び２節児童福祉費は、いずれも国の原

油価格・物価高騰等総合緊急対策により実施される事業に係るもので、１節説明欄、子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯）は、令和４年度に新たに住民税非課税となった世帯、及び令和４年１月以降に収入が住民税非課税に相当する水準まで激変した世帯に対して、１世帯当たり 10 万円の支給に係る国庫補助金で、事業費補助金 6,000 万円は、支給対象世帯数の見込み数 600、その下は事務費分で 895 万円の計上です。いずれも 10 分の 10 の補助です。

２節説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、低所得の子育て世帯に対して児童１人当たり一律５万円のプッシュ式の支給に係る国庫補助金で、最初の２つは、ひとり親世帯に対する分で、事業費と事務費合わせて 3,170 万円の計上。次の２つは、その他に対する分で事業費と事務費合わせて、3,876 万円の計上。いずれも 10 分の 10 の補助であります。

３段目、５目土木費国庫補助金、１節道路橋りょう費国庫補助金は、説明欄記載の事業において、国からの内示による増減で合わせて 1,242 万円の増。１行目、社会資本整備総合交付金（５から 10 分の６）は、道路改良、消パイリフレッシュ、消融雪施設新設など。２行目の社会資本整備総合交付金（３分の２）は、機械除雪費に係る分。３行目、道路メンテナンス事業補助金は、橋梁の点検、修繕に係る分。４行目は、通学路緊急対策に係る分。

２節都市計画費国庫補助金は、都市計画道路見直しに対する補助金の内示により 140 万円の計上。４段目、７目教育費国庫補助金、説明欄、公立学校情報機器整備費補助金は、ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業、及びＧＩＧＡスクールサポーター配置促進事業に対する補助金で、内示により、１節小学校、２節中学校、３節特別支援学校の学校数で案分し、それぞれに計上するものです。

次の表、15 款２項県補助金、１段目、１目総務費県補助金、説明欄、新潟県生活交通確保対策県補助金は、県単補助路線――湯沢車庫前から森宮野原駅前に対するもので、内示により計上。

２段目、４目農林水産業費県補助金、１節説明欄、農地集積・集約化対策事業補助金は、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業に係るタブレット端末の調達に対する補助金。

12、13 ページ、最初の表、７目教育費県補助金、１節説明欄、スクール・サポート・スタッフ市町村支援事業補助金は、学校事務補助員に対するもので、４人分の追加配分の内示によるもの。

２番目の表、17 款寄附金、１段目、１目一般寄附金は、説明欄記載の方からの寄附。２段目、２目指定寄附金は、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド様から、南魚沼のおいしい湧き水の売上げ１本につき１円を、令和３年度下半期分としてご寄附いただいたもの。

３番目の表、18 款２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、説明欄１行目は、提案理由で市長が申し上げたとおり、令和４年度第１弾となる市独自の経済対策事業の財源として１億円を取り崩し、繰り入れるものであります。２行目、財政調整基金繰入金（返礼品定期便分）は、令和３年度のふるさと納税返礼品の定期便分で、令和４年度に執行する経費として

２億1,985万円の繰入れ。

４番目の表、19款繰越金は、今回の補正予算における、財源の不足分として、前年度純繰越金2,300万円を増額。

一番下の表、20款４項２目農林水産業費受託事業収入は、河川カメムシ防除委託の決定通知により、増額するもの。

14、15ページをお願いします。最初の表、20款５項２目雑入、消防雑入は、県道塩沢八竜新田線拡幅工事に伴う、防火水槽、採水口移設工事の県からの補償金。

２番目の表、21款１項市債、１段目、４目土木債、説明欄、１節地方道路交付金事業債は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正。３節緊急自然災害防止対策事業債は、有利な条件であるこの起債の活用により、著しく舗装が損傷している路線や、消融雪施設の改修及び更新を短期間に計画的に実施するために増額するもの。充当率が100%、交付税措置率70%であります。

その下、６目教育債、学校教育施設等整備事業債は、小学校の図書室エアコン設置工事に対する起債対象となる分の計上です。本起債の対象は、空調設備では１校400万円以上で、このたびの補正により、400万円を超える学校が起債を発行することが可能となったものであります。

以上が歳入の補正内容であります。

16、17ページ、３、歳出です。最初の表、２款１項総務管理費、１目一般管理費、説明欄丸、式典事業費は、成人式において南魚沼市の風景絵はがきを配布する記念事業と、その絵はがきに貼る記念切手を制作する経費。

３目電算対策事業費、説明欄丸、電算情報管理一般経費、１行目、インターネット接続料は、テレワーク用端末のモバイルルータの通信費。２行目、光ケーブル使用料は、子ども・若者相談支援センターで、校務支援システムを使用するためのＶ－ＬＡＮの通信費用。

５目会計管理費、説明欄丸、会計管理一般経費は、会計課の収納窓口専用の防犯カメラ設置工事。これは10月１日付で指定金融機関が窓口業務を撤退。それに伴い金融機関が設置したその設備も撤去されるためであります。

７目企画費、説明欄、最初の丸、地域活動支援事業費は、一つは、地域おこし協力隊を会計年度任用職員として募集することとしたことに伴い、人件費等を報償費から組み替えるもの。説明欄、１の任用職員報酬から、８の任用職員費用弁償の部分です。

もう一つは、地域活性化起業人の活用による事業を、総務省事業のふるさとワーキングホリデー事業に転換し実施するため、12のイベント開催委託料と18の地域活性化起業人交流プログラム負担金を、12のふるさとワーキングホリデー実施委託料に組替え。

次の丸、上越線開通90周年記念事業費は、令和３年９月１日に開通90周年を迎えた上越線の開通に尽力した岡村貢翁の功績をたたえ、顕彰するため、肖像レリーフを制作し設置する経費。次のふるさと納税返礼等業務委託料は、令和３年度のふるさと納税返礼品定期便分に係る、令和４年度執行分の委託料の確定による増。

８目地域開発センター及び公会堂費、説明欄丸、公会堂費は、三用地域活性化センター――うるおいの里みようですが――その設備等の改修で、１行目は、電気温水器の２台の取付け。２行目は、運動場・体育館の空調機２台の交換。

９目バス運行対策費は、歳入の補正に伴う財源更正。

18、19 ページをお願いします。最初の表、２款３項１目戸籍住民基本台帳費、説明欄丸、マイナンバーカード交付事業費は、カード交付率のさらなる向上のため、出張申請受付などを進める経費で、１行目から４行目は、出張申請受付に伴い雇用する、任用職員２人分に要する経費。５行目、消耗品費は、申請済未交付者への受け取り勧奨のため、キャラクターがデザインされたカードケースの購入。次の行、インターネット接続料は、申請受付に使用するタブレット・スマホの接続料でいずれも、全額が国庫補助。

２番目の表、３款１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、説明欄丸、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、歳入で申し上げたとおり、原油価格・物価高騰等総合緊急対策において実施される、住民税非課税世帯や、家計が急変した世帯に対する、１世帯当たり 10 万円の支給に係る経費の計上であります。下から２行目、14 の電話機設置工事費までが給付に要する事務経費の内訳となります。最後の行、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、対象世帯数を 600 世帯と見込み算出しました。

一番下の表、３款２項児童福祉費、１目子育て支援費（児童福祉総務費）、説明欄、システム改修業務委託料は、受給者証有効期間設定の自動計算及び償還払いに関する一連の処理の改修。

20、21 ページをお願いします。最初の表、２目児童措置費、説明欄丸、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費も、歳入で申し上げたとおり、原油価格・物価高騰等総合緊急対策において実施される、低所得の子育て世帯に対して、児童１人当たり一律５万円をプッシュ式で支給する関連経費の計上であります。１行目から５行目のシステム改修業務委託料までが、給付に要する事務経費の内訳となります。下から２行目、特別給付金（ひとり親世帯分）は、４月分の児童扶養手当受給対象 380 世帯、560 人のほか、家計急変者等を 40 世帯 70 人と見込み合計 630 人で算出しました。最後の行、特別給付金（その他分）は、支給対象児童数を 700 人と見込み算出しました。

２番目の表、３款３項３目、説明欄丸、生活困窮者支援費、１行目、常勤職員手当等は、歳入で申し上げました、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業に係る事務費分の計上。２行目から４行目は、生活困窮者の支援として、このたび経済対策において実施される、プレミアム付商品券を、対象世帯に対して１世帯当たり２冊をプッシュ式で支給する関連経費の計上であります。

３番目の表、４款１項２目保健衛生対策費、説明欄、自宅療養者支援事業委託料は、コロナウイルス感染症に伴う自宅療養者等に対する、買物等の外出が困難な世帯に、食料・生活用品等の購入、配達を行う事業で、利用実績から不足が見込まれるため増額するものです。

一番下の表、４款３項３目し尿塵芥処理施設費、説明欄丸、環境衛生センター付属施設費

は、雪害により破損した金城の里の雨樋及び浴室目隠しの修繕。

22、23ページをお願いします。２番目の表、６款１項農業費、１段目、１目農業委員会費、説明欄丸、農業委員会運営費は、歳入で申し上げたとおり、農業委員会に係るタブレット端末の調達に対する費用と、これに必要な電子データの登録費用や、システム等の使用料の計上です。

２段目、３目農業振興費。歳入で申し上げたとおり、河川カメムシ防除委託の決定通知により、増額するもの。

３番目の表、７款１項商工費は、提案理由で市長が申し上げましたとおり、市内の経済と市民生活の活気を取り戻すため、令和４年度第１弾の経済支援策として総額５億円の規模で実施する事業が主なものであります。１段目、２目商工業振興費、説明欄、プレミアム付商品券事業補助金は、市民の力による消費需要の喚起を促す、消費の回復を期待するもので、1,000円券13枚つづりで１冊、１万3,000円分を１万円で、市民１人２冊まで購入可能とし販売するもので、事務費と合わせて３億円の計上です。

２段目、３目観光振興費、説明欄、最初の丸、観光振興事業費、１行目、南魚沼市ふるさと応援プレミアム付き旅行券事業補助金は、宿泊業・観光業を中心に消費需要の喚起を狙い取り組む事業で、事務費と合わせ１億7,000万円の計上です。２行目、夏季合宿誘致支援事業補助金は、大きな観光資源である合宿を後押しするため、市有施設使用料を免除して、観光業の復興支援を図る事業で、事務費と合わせ1,000万円の計上です。３行目、市内イベント復興支援事業補助金は、市内において開催される各種イベント、キャンペーンの再開・復興に向けた後押しとして、南魚沼市観光事業補助金交付要綱に基づき、復興枠として設定するもので、採択された事業の開催経費の一部を支援するもので2,000万円の計上です。

次の丸、山岳遭難対策事業費は、八海山４合目バイオトイレの処理槽内にて、異物が混入したことにより、破損が生じた処理槽の入替工事。次の丸、しゃくなげ公社管理運営費は、雪害により破損したしゃくなげ湖オートキャンプ場炊事棟屋根の修繕であります。

24、25ページをお願いします。８款２項道路橋りょう費、１段目、２目道路橋りょう維持管理費、説明欄丸、道路橋りょう維持補修事業費は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の調整のほか、歳入で申し上げた緊急自然災害防止対策事業債を活用し、著しく舗装が損傷している路線の舗装工事などによる増。

２段目、３目道路橋りょう除雪事業費も、社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の調整のほか、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、消融雪施設の改修及び更新を行うもので、説明欄、最初の丸、消融雪施設維持管理事業費、１行目、消融雪施設修繕工事費は、緊急自然災害防止対策事業債を活用して実施する、消雪井戸ポンプ等の交換・改修。２行目、消融雪施設工事費は、消パイリフレッシュ事業で既存の井戸の更新。次の丸、消融雪施設新設改良事業費は、さく井、送水管及びメーンパイプの新設であります。次の丸、除雪機械整備事業費は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う減。

３段目、４目道路橋りょう新設改良費、説明欄丸、道路新設改良事業費は、社会資本整備

総合交付金の内示に伴う調整で、旭町上町線、中学前道路、吉里村中３号線ほかの改良工事費であります。

２番目の表、８款４項１目都市計画総務費は、歳入の補正に伴う財源更正。

一番下の表、９款１項１目常備消防費、説明欄丸、消防設備整備費は、県道塩沢八竜新田線拡幅工事に伴う、防火水槽採水口の移設工事。

26、27 ページをお願いいたします。最初の表、10 款２項小学校費、１段目、２目小学校教育運営費、説明欄丸、小学校管理一般経費は、１行目から４行目までが、歳入でも説明しました、スクールサポートスタッフ市町村支援事業に対して、県から４人分の追加配分の内示があったことから、配置に必要な報酬費等関連経費を計上するもの。その下、５行目、６行目は、借上料で予算措置していた、城内小学校の階段昇降車の納入のめどがついたため、借上料を減額し、購入費を計上するもの。

２段目、３目小学校整備費、説明欄丸、小学校施設等整備事業費は、赤石、大崎、薮神、城内小学校の図書室エアコン設置工事の詳細な設計積算を行ったところ、労務費や物価の上昇等により、想定していた工事費を大きく上回ることから、不足分を増額するもの。なお、歳入で説明しました、この補正の結果、対象事業費が 400 万円を超える学校には財源として、起債対象事業となることから、地方債が増、一般財源が減となります。

２番目の表、10 款３項２目中学校教育運営費、説明欄丸、中学校管理一般経費は、令和４年度から新設された大和中学校の通級指導教室にエアコンを設置する工事費。

３番目の表、10 款４項２目特別支援学校運営費は、歳入の補正による財源更正。

一番下の表、10 款６項２目公民館費、説明欄丸、公民館施設管理費は、塩沢公民館講堂で使用するワイヤレススピーカー、マイクほか一式の購入費の計上。

28、29 ページをお願いいたします。最初の表、10 款７項保健体育費。１段目、２目体育施設費、説明欄丸、体育施設一般管理費は、雪の重みにより取付架台が変形した、大原運動公園テニスコートに設置されているナイター照明の修繕工事。

２段目、３目学校給食費は、栄養士の配置について、県の配置状況の結果を受けて、当市の現場の実情を鑑みた配置とするため、自校方式及び給食センター方式の予算の組替えを行うもの。

一番下の表、14 款１項１目予備費は、歳入歳出差額の調整を行うもの。なお、新年度４月１日以降の予備費充用額につきましては、5 月 26 日までで２件 125 万円で、そのうち１件はごみ埋立処分施設運営費に 52 万円。大雪により桝形山最終処分場の屋根シートの一部が破損したため、緊急的に応急修繕工事が必要となったため。もう１件はしゃくなげ公社管理運営費に 73 万円。わらびのオートキャンプ場のトイレと炊事場の排水が逆流する現象が発生し、今後の営業に支障を来すことから、早急に修繕工事が必要となったためであります。

以上が、歳出の補正内容であります。

戻っていただきまして６ページをお願いいたします。６ページ、第２表地方債補正であります。歳入の説明で申し上げました、３つの起債において、対象事業の追加や事業費の調整

により、表最下段の合計欄で、補正後の限度額を8,110万円増額し、16億140万円としたいものであります。

以上で第35号議案の詳細説明を終わります。

○議　　　長　休憩といたします。休憩後の再開を３時５分といたします。

〔午後２時49分〕

○議　　　長　休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午後３時05分〕

○議　　　長　質疑を行います。

３番・大平剛君。

○大平　剛君　３点、お聞かせ願います。全て23ページですけれども、まずプレミアム付商品券の事業についてです。このプレミアム率が年々、やるたびに少し下がっているような気もするのですけれども、そんな中で、市としてはプレミアム付商品券による消費喚起をどの程度のものを見込んでいるのか、目標とする数字を教えていただきたいと思います。

それから、夏季合宿誘致支援事業補助金ですけれども、これは具体的にどういうことをやられるのか、ちょっとその辺の詳しい内容をお聞かせ願いたいと思います。

それと、市内イベント復興支援事業補助金ですけれども、復興イベントというか市内のイベントというのは、どのぐらいの範囲を今考えていらっしゃるのか。そういうちょっと詳しい中身について、私も実はこれ、市長が発表されて新潟日報に載ったので、私のところにも結構、問合せが来るので、ちょっとその辺のことをここではっきりさせていただきたいと思いますので、以上３点よろしくお願いいたします。

○議　　　長　商工観光課長。

○商工観光課長　それでは、議員の１番目、２番目の質問に答えさせていただきたいと思っております。議員がおっしゃるとおり、プレミアム率が年々下がっていますが、今回に関しましては、発行額の予定が額面で約14億円を予定しております。大体そのうちの８割が使用されるということで考えていまして、約11億円の経済効果があるのではないかと考えております。

２番目の夏季合宿誘致支援事業補助金につきましてお答えさせていただきますが、市内の宿泊施設などで合宿活動に要する市内の体育施設、例えば大原運動公園とか各種体育館の施設使用料につきまして、市が補填していく、支援していくということになっております。

以上です。

○議　　　長　産業振興部長。

○産業振興部長　３点目、お答えします。市内イベント復興支援事業補助金ですけれども、基本的に想定をしていますのは、例えば代表的にはグルメマラソンになります。ああいうものというのは参加費を取って、コロナ前の段階では例えば一番多いときには5,500人とか参加がありまして、その中で全部収支を賄った中で、自立してイベントをしていたのです。今回それが２か年なかった中で、コロナの予防対策それから感染防止の観点から、参加者数を

かなり絞ったり、あとはコロナ対策の予防のそういう経費がまた増えるわけですけれども、そういうものがかなり厳しいことがあります。想定としては参加費をまず取って実際に実施していた観光誘客イベントを想定しています。あとは、やはり復興に向けてそこに新たに、今後、例えば参加費を継続して取れるような見込みがあるものというものを、やはり復興に向けて支援していくべきだということで、想定しています。

以上です。

〇議　　　長　３番・大平剛君。

〇大平　剛君　１つ目から再質問させてもらいます。11 億円ということですが、実際、使われるのは８割ということですけれども、これに関してはまたもし売れ残り等、余ったら再度販売等の考えはあるのでしょうか。それが売れ残るということは、今から言ってはいけないのでしょうけれども、そういうところもきちんと決めておいたほうがいいと思うのですけれども、そういうところまでちゃんと考えられているのか。そこをお聞かせ願いたいと思います。

合宿のほうは、分かりました。どの程度の負担というか、パーセンテージになるのでしょうか。その辺をもし決まっていましたら、教えていただきたいと思います。

それと、復興イベント――観光イベントということですけれども、そうなると普通の市内でやっていた、例えば地区によってやっている夏祭りとかは対象外になると思うのですけれども、例えばここに書いてあるものだと復興ということなので、新たにそういうイベントをやる場合というのは、要するに新たに参加費を取ってイベントをやるというときは、それが対象になるのか。そこのところを確認させていただきたいと思います。

〇議　　　長　商工観光課長。

〇商工観光課長　それでは、１番の再販売するかということですが、昨年もあれですが、ちょっと販売状況を見ながら残りの冊数とか勘案して、適切な時期が来たら決めたいと思っております。

２番の合宿の状況ですが、2019 年のコロナ前の、大体体育施設の使用料の実績を見ると、市内全部で 700 万円ぐらいかかっております。かかった全部を今回は市のほうで補填させていただきたいというふうな線で今のところは考えております。

以上です。

〇議　　　長　産業振興部長。

〇産業振興部長　３点目です。地区の祭りですとか、村の祭りです。そういうもの、支援ができればいいのですけれども、基本的には観光イベント、観光振興とはちょっと切り離させていただきたいと考えますので、対象としては想定をしておりません。

あと、新しいイベントということですけれども、やはり観光誘客に資するものであって、地域、市内のそういう観光事業者もそうですし、イベントを組みたいという方々が、観光誘客とか振興に向けた前向きなものであれば、それはなるべく支援をしたいということで考えますが、詳細の設計については今後になりますので、その辺については今お聞きした内容を

十分踏まえた中で、設計させていただきたいと思います。

以上です。

○議　　　長　　11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君　　２点お願いいたします。16ページの式典事業費に当たるかと思うのですけれども、先ほどの説明で南魚沼の風景の絵はがきという話がありましたけれども、昨年それこそコロナで影響を受けた成人を迎えた方たちに、ワインをお配りしたという実績があると思うのです。今年５月に成人式を１回できたことは非常によかったと思うのですけれども、その方たちもコロナの影響を受けて延期になったりしているわけで、その人たちに対してもそういった何かができないかというか、その辺の考え方を１点お聞きしたい。

あと27ページの小学校の空調設備設置工事費600万円ということです。今世界情勢、ウクライナもそうですし、上海も最近、回復したそうですけれども、シャットダウンというかロックダウンがあって、部品供給等々その製品がなかなか完成できず、品物の値段も高騰しているということですけれども、そこら辺を今度どういう考えで進めていくのかお聞きしたいと思います。

○議　　　長　　総務課長。

○総務課長　　今ほどの成人式の関係ですが、５月３日の令和３年度分の成人対象者の方につきましては、このたび、日本郵便さんから３種類の絵はがきを寄贈いただきまして、それを今回５月３日の対象者の方には配布させていただきました。ご寄附を頂きましたはがきを私ども、配らせていただいた中でやはり若い方のなかなかペン離れが進んでいて、今電子化ですとかＳＮＳを利用した形が多くなって、なかなかペンを持つ機会がないということで、秋口の令和４年度の対象者の方については、風景の絵はがきを作って成人式をきっかけに、ぜひもう一度、ペンを取っていただいて親御さんたちにお手紙を書いていただくような、そういうきっかけにしたいというような位置づけで今回、予算に盛らせていただきました。

以上です。

○議　　　長　　総務課長、そういう意味の質問ではないかと。前年度はその前にコロナで影響を受けたのでワインをやったと思うが、今回、絵はがきなのだけれども、そういう人たちにもコロナの影響ということがあれば、ワインとかを贈呈するとか考えられないのかという質問だったかと。

○総務課長　　すみません。答弁が漏れていました。申し訳ございません。このたびの方については、令和３年度の方も成人式がずれたということはあるのですけれども、ワインというものは前回、送らせていただきましたけれども、今回につきましては、基本的には今年度の成人式の対象につきましては、ワイン等というのはちょっと考えておりませんで、ちょっとその部分が不均衡だという部分もあるかと思いますけれども、ご理解いただきたいと思います。

○議　　　長　　２番目の答弁。

教育部長。

○教育部長　27ページのエアコンの件でございますけれども、600万円の補正ということで、物価高騰の、あと労務費高騰の対応策はということでございましたが、確かにそのとおりでございまして、今後もさらなる高騰あるいは高止まりということは見込まれる状況でございます。その中で、私どもが心がけているのは、早期発注をしてその後の見通しを立てるというようなことで、工事の遅延を防いで子供たちのよりよい環境をつくってまいりたいと考えております。

○議　　長　11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君　総務課長の答弁は分かりましたけれども、同じような境遇ですので、ちょっとこれも要望になってしまいますけれども、ぜひ、考えていただければありがたいと思います。

終わります。

○議　　長　18番・牧野晶君。

○牧野　晶君　23ページの夏季合宿誘致支援事業補助金。やはりここの周辺は、観光業にこういうのをすることは、非常に私はいいことだと思うのですけれども、ただ、施設代を無料にするだけではなくて、せっかく来た人たちに、例えばですよ、アンケートとかをとって、南魚沼はこういうイメージがあるとか、そういうあと例えば旅館がよかったとか施設がよかった、悪かったとかそういうので、どうやれば観光の夏季合宿をまた呼べるかというのにも、私は利用するべきだと思うのです。

ただ、アンケートをとれといったら適当に書かれるかもしれないけれども、ただそれだけではなくてアンケートに答えたら、例えば米を送りますよとか、抽選で50人様に米を送りますよとかやればまた本気になってしてくれるわけです。せっかくやるのだったら――この1,000万円、昔は700万円だったというわけです。300万円余るわけですよね。そこの300万円の中でもまたちょっと私いろいろ考えていくこともできるのではないのかという思いがあるのです。せっかくだからネットでのアンケートをやってみるとかだっていいです。紙でやるとあれですけれども、それもまた例えば合宿している人たちも応援隊にしてしまえばどうですかとも思うのです。そういうふうにまた次のシーズンにつながっていくようにとか、南魚沼市を。そういうのは考えたことはあるのか。

○議　　長　産業振興部長。

○産業振興部長　牧野議員がおっしゃるとおりだと思います。雪恋につきましても実際に来られた方にアンケートをとらせていただいて、そういう中から商品をお送りしたりしていました。実際に雪恋については、その中で1万件以上のアンケートを頂いて、その中でどこから来たとか年齢層であったり、いろいろな状態を分析できています。合宿についても次年度以降、つながらなければ意味がありませんので、そこについては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議　　長　18番・牧野晶君。

〇牧野　晶君　　関東圏の富士山の麓の夏合宿はすごい強いわけです。距離が短いからとか、足のバス代が安く済むとかそういうので。では、ここが勝っていくためにはどうすればいいのかというのを、やはりここの地域の旅館の人たちは当然思っているかもしれないけれども、みんなで改めて思って一部ではあっちのほうは対応が悪いとかという声もあるわけですよね。接客が悪い。でも、こっちのほうは接客がいいとか、ごはんがおいしいとか。なぜ来ているかというのを重要視するために、ぜひやって、また次から次へいい環境がアフターコロナで取ってこられるように、ぜひ、お願いできればと思いますので、そういう気概をもう一回。

〇議　　　長　　産業振興部長。

〇産業振興部長　　気概とまでは言いませんけれども、基本的にはその意思に沿った中で、取り組んでいくようにしたいと思います。

以上です。

〇議　　　長　　６番・田中せつ子君。

〇田中せつ子君　　２点伺います。13 ページの一番上、スクール・サポート・スタッフ市町村支援事業補助金ですけれども、これは４人分追加ということでよかったなと思うのですけれども、これの配置先の学校がどこなのかと、児童数とかクラス数とか何か配置先をどういうふうに決めるかという優先順位の基準とかがあるのかどうかと、今回の補正が通ったら、いつから配置されるのかということが１点目です。

２点目ですけれども、23 ページのプレミアム付商品券のところですけれども、これが今回は１世帯、何冊という形ではなくて、１人２冊ということになっているわけですけれども、その辺はどういった根拠でそこを決めたのか。当然、１世帯という区切りよりも世帯の人数によって必要な量というのは違いますから、昨年度やったものの反省とかをいろいろ踏まえた上だろうとは思うのです。消費喚起ということで 11 億円を見込んでいるということですけれども、１人２冊という基準は予算から考えているのか、消費喚起のほうから考えてこの２冊にしているのかというところを伺います。

〇議　　　長　　田中議員、我々コロナ会議を議会で開いていまして、大体こういうふうに要望したことが今こういうふうになっているので、ちょっと議会のほうで話していることの内容がほとんどだと思いますので。

〇田中せつ子君　　商品券をやってほしいという要望は出しましたけれども。

〇議　　　長　　枚数もそうなのです。枚数もそういうような話で出ていますので。ちょっと答えられる範囲でお願いします。

商工観光課長。

〇商工観光課長　　それでは、田中議員のご質問にお答えさせていただきます。前回はおっしゃるとおり、世帯５冊。今回は１人２冊ということだったのですが、前回それで実際やってみまして、例えば老人２人の世帯でも５冊。若い人たちでたくさん子供さんがいて、購買意欲がある方も５冊では少しやはりおかしいのではないかという形で、子育て世帯とかそういった消費活動をする世帯に多く配分されるように、今回は考えました。

また、１万円を１万 3,000 円にした経緯ですが、前回では 7,500 円で１万円だとちょっと分かりづらいという消費者の答えがありましたので、それも併せて報告しておきます。

また、何を考えてというか、その予算から考えたのか、経済効果から考えたかと言いますと、一応、両方の点を配慮して決めさせてもらっております。

以上です。

〇議　　長　教育部長。

〇教育部長　13 ページの歳入のところで、スクールサポートスタッフのご質問をいただきました。配置をしているところはということで、今回の４名の方につきましては、大崎小学校、五十沢小学校、上田小学校、石打小学校でございます。また、合計で９名になっておりまして、それ以外にも既に浦佐小学校、城内小学校、六日町小学校、北辰小学校、塩沢小学校に配置をしているというような状況でございます。

時期はということでございますが、時期はもう既に４月から全員配置をしている状況でございます。これは歳入で、歳入は遅れて内示があったものですから、それを充当するというような事業でございます。

あと、学校の配置先の基準はということでございましたけれども、学校規模に応じた配置にしておりますし、また学校の特殊事情で例えば教員数が少し減ってしまったところとか、そういった事情も勘案しまして、この９校に定めさせていただいております。

〇議　　長　６番・田中せつ子君。

〇田中せつ子君　分かりました。４月からもうスクールサポートスタッフは入っていて、県のほうの予算がここで入ったということで今伺いました。任用職員で全員されていると思うのですけれども、そうしますと募集をかければ必要な人員はちゃんと入るような状況なのかどうかも追加で伺います。

〇議　　長　教育部長。

〇教育部長　今のご質問は、募集すると人が応募するかどうかというご質問だと思います。勤め先の関係もあって、応募がない学校も一部ではありました。それも少し遅れて応募がありましたので、随時募集する中で確保させていただいております。

〇議　　長　６番・田中せつ子君。

〇田中せつ子君　もう４月から入っているということですけれども、そうしますと長期の休みのときとかもちゃんと保障されてずっと勤めておられる、学童保育のほうの応援とかということで活用されているという、協力をされているということでよろしいでしょうか。

〇議　　長　教育部長。

〇教育部長　13 ページの歳入でご質問いただいていますので、県から来る補助金につきましては、実はその期間は見ていただいていないのです。あと、１日の勤務時間もかなり短縮された金額で算定されていますけれども、市の雇用条件につきましては年間 240 数日ということで、夏休みも含めて雇用させていただいております。

〇議　　長　13 番・佐藤剛君。

〇佐藤　剛君　　３点お願いします。まず、17 ページ、地域おこし協力隊員報償費が任用職員のほうに変更になったということですけれども、この関係で例えば財源の持ち出しですけれども、この補正予算書を見ますと、全部、一般財源ということになっているけれども、地域おこし協力隊ということになると、国庫、国のほうからの補助というのがあるのではないかというような気がしますけれども、財政運営的にはどう変化するのかというところが１点。

そして、そのちょっと下のほうに、ふるさとワーキングホリデー実施委託料 760 万円があります。ここの内容がちょっとよく分からないのでお聞きしたいのですけれども、ワーキングホリデーというのが一般に言われていますワーキングホリデー制度を活用しての人材育成とかそういうところなのか、もしくはふるさとがついているので造語といいますか、南魚沼市の独特の制度としてワーキングホリデーという言葉を使った独特な制度なのかというところからまず、お聞きをしたいと思います。

すみません。もう１点だけ。21 ページですけれども、自宅療養者支援事業委託料があります。この関係、説明では自宅療養していて買物等に行けない人たちの買物支援なども含めての支援だということで説明がありましたけれども、委託ということですのでどこかに委託するのでしょうから、どういうところに委託するのかと、自宅療養者の支援の範囲ですよね。例えばコロナの感染を疑って２、３日自宅療養が必要な人にもあるのか、それとも長期の自宅療養なのかというところの、その辺の範囲といいますか、そこら辺が分かったら教えていただきたい。３点お願いします。

〇議　　　長　　Ｕ＆Ｉときめき課長。

〇Ｕ＆Ｉときめき課長　　佐藤議員がおっしゃるとおり、地域おこし協力隊に関しましては、国の特別交付金が 100％入っておりまして、任用職員としましても 100％交付金が措置される予定です。

続きまして、ふるさとワーキングホリデーの件ですが、こちらも同じく総務省の事業でございます。こちらの事業は 50％の特別交付税措置ということで、内容としましては都市部の人たちが、こちらの地元で働きながら地域の方と交流をするという内容になっております。長期的、おおまかに言いますと、大体２週間程度、２週間から１か月の間、一定の場所で滞在しながら働いて賃金を頂くと。かつ、地元の方と交流しながら勉強するというような内容になっております。

以上です。

〇議　　　長　　財政課長。

〇財政課長　　今ほどの地域おこし協力隊のところ少し補足いたします。国のほうから隊員１人に対しまして、活動に関する経費と給与関係の報酬に係る関係の部分が２本立てで特別交付税のルール分として措置されます。雇用形態につきましては、各自治体の状況によって、任用職員で雇用してもいいし、報酬費を与える形で雇用ということが選べるというか、選択自由になっていますので、今回、募集に当たってこういう形をＵ＆Ｉときめき課のほうで選択をしたということです。

以上です。

○議　　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　自宅療養者の支援事業でありますけれども、これにつきましてコロナウイルスに感染された方に対して、外出が困難な世帯に対して支援を行うということで予定をしております。それで委託先ということですけれども、これは市内の商店ですとかそういう事業者で、配達をしていただける事業者にお願いをしています。

以上です。

○議　　　長　　13番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　地域おこし協力隊につきましては、会計年度任用職員になるのだけれども、財政的な運用といいますか、それは同じなのだということでありますので、理解をいたしました。

ワーキングホリデーの関係だけちょっと再質問させていただきたいのです。私はてっきり国のワーキングホリデー制度でちょうど松井基金がありますので、外国にワーキングホリデー、そういう制度かなと思ってちょっといたところもありますので、話を聞きますと国内限定ということなのでしょうか。分かりました。それで、財源ですけれども、今、一般会計で措置していますけれども、これは内容的に例えば松井基金のほうからの基金事業のほうに後日、振るというか、そういう考え方があるのかないのかだけ、ではちょっとお聞きします。

○議　　　長　　Ｕ＆Ｉときめき課長。

○Ｕ＆Ｉときめき課長　　ふるさとワーキングホリデーに関しまして、松井基金が充当できないかというお話ですが、可能ではあると思いますが、それはちょっと協議をしながらという形になるかと思います。

以上です。

○議　　　長　　12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君　　２点ほどお願いいたします。18、19ページですけれども、マイナンバーカード交付事業費、細かいことはうちの会派のほうでは一般質問でも何か聞かれると思いますが、出張申請という声がありました。そしてインターネット接続料ということで、出張申請をどのような形で進めていくのか。例えば、行政区単位とかの区長との要望等での対応とか、そういうことまで考えているのか教えてください。

続きまして22、23ページ。農業委員会運営費の中で、タブレットという文言にちょっとピンときてしまったのですが、これにつきましても例えば現地に持っていった中で、遊休農地、耕作放棄地等が一目瞭然に分かるのかなというような感じを受けたのですが、その辺もちょっと詳しいところを説明願えればなと思っています。

以上です。

○議　　　長　　市民生活部長。

○市民生活部長　　１点目のマイナンバーの関係でございます。それこそ行政区長会のときにも、うちのほうからお願い文書を入れたりしまして、行政区のほうに行かせてもらってと

いうことを大きく考えていますし、そのほか企業さんとかのほうでもお時間が取れる、あるいは人数がいるというようなときに、ちょうどタイミングが合えばそちらのほうなども今検討しているところでございます。

○議　　　長　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長　２点目のタブレットのほうの話ですけれども、国の施策の中で農地の集積、また遊休農地の防止ということで、タブレットを使って情報を共有しようということが目的であります。それで、議員がおっしゃるように最終的には実際に最適化推進委員が各農家を回るときにタブレットを持って行って、その場で農地の情報を取得して、それには農地の地番、面積そのほかに委員さんには農地の所有者、耕作者が分かるようになっております。

そこで、その情報を得てその農地の方がいた場合に、例えばですけれども３年後ぐらいには農地を手放したいとか、もうちょっとこれをやっていきたい。または逆に担い手の方においては、もうちょっと拡大していきたい。そういった情報をその場でアップして、最終的にはそのデータが、サポートシステムというのがあるのですが、そこでアップされて、これが今度は全委員が見られるように、そのような形で瞬時にそういったデータが上がる、こういうシステムを目指しております。

以上です。

○議　　　長　12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君　分かりました。金額的にもタブレットのほうでありますが、農業委員全員というわけでもないような気がします。最適化推進委員という中で、この台数とかそういうのもどの程度なのか。いずれは農業委員とか全部、個々に持たせるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

マイナンバーカードにつきましては、やはり行政区長会でそういう説明があったというお話を私も伺っております。例えば、集落のセンター等でインターネット環境がなくても出張が可能なのか、やはりそういう設備がなければ利用ができないのか。その辺も再度、質問いたします。

○議　　　長　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長　まず、国の施策の中で、歳入のほうで37万2,000円ありますけれども、これは一応台数の上限があります。交付金の来る台数の上限が、その地区の最適化推進委員の２分の１の数字になります。私ども最適化推進委員が24名おりまして、そうするとその半分ですので12台。この12台という台数が我々の旧村単位で12地区にぴったり合いますので、それで今回は交付金でもらえる最大の数で申請しております。

今後ですけれども、当然このタブレットを使えてまたいいようになってくれば、一般財源ということもありますけれども、国の動きの中でまたこれが交付金ということもありますので、取りあえずこの12台を最大限使って進めて、今後また推移を見ながらまたこれを活用していきたいと考えております。

以上です。

〇議　　　長　市民生活部長。

〇市民生活部長　ご質問のとおりでして、インターネット環境がないと申請がうまくいきませんので、そのために接続料のほうも上げさせてもらっています。

以上です。

〇議　　　長　８番・永井拓三君。

〇永井拓三君　23 ページの夏季合宿支援事業補助金の件ですけれども、これ恐らくカンフル剤のような効果があると思うのですけれども、カンフル剤を打ってある一定の期間が過ぎてから、また下降していかないようにしなければいけないなと思うのですけれども、これは単年度で終わりという考え方なのか、単年度で取りあえずやってみるのだけれども、また効果がありそうだったら何らかの方法で継続できると。その辺りまで制度の設計ができているのかどうかだけ１点、確認させてください。

〇議　　　長　産業振興部長。

〇産業振興部長　市長も言いましたけれども、復興期に向けてという話をしています。新型コロナの影響が、経済が元に戻るには今年１年はまずないと考えます。当然これもカンフル剤という形の中で、１年ではちょっと効果的には苦しいのではないかと考えますので、状況を見ながら当然、来年以降も必要であれば、それはやるべきだと考えます。

〇議　　　長　15 番・中沢一博君。

〇中沢一博君　３点お伺いいたします。最初に 11 ページの部分ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、最初の３億 9,000 万円の部分に関しましては、令和３年度の本省繰越分だということでご説明いただきました。そして次の子育て支援に関しては、令和４年度の物価・原油高騰ということでご説明いただきました。

私はここで聞きたいのは、今国が言っている――国全体で１兆円ですけれども、１兆円を各自治体に配布して、それを各自治体に国ができないことをいろいろ考えてやってもらいたいと、１兆円を配布するというふうに私は聞いています。これが今後上がるというふうにも聞いていますけれども、まずは１兆円というのは閣議決定をしたと聞いています。その１兆円というのはこの中に入っているのか入っていないのか。その部分をまず１点、最初にお伺いさせていただきたいと思っています。

２点目であります。19 ページのマイナンバーカード交付事業費の件でございます。今これに関してはいろいろ聞いていますので、普及率は今どのぐらいになっているのか、多分、国も県もみんな出ておりますので、我が市の状況も出ていると思いますけれども、もし出ておりましたら大事な部分でありますので、進捗状況をお聞かせいただければありがたいと思っています。

２点目であります。マイナンバーカードを利用した健康保険証が利用できるというふうになっています。私どもの地域、いよいよ交付の時期が近づいてまいりました。私どもこの地域は、マイナンバーカードを取得したら健康保険証として利用できるのか、今年はどうか。

それをまず皆さんすごく注目していると思いますので、お伺いさせていただきたいと思っています。

そして、３点目であります。マイナンバーカードを取得すると、いよいよ――今、県内でも県民クーポンだとかブロックを分けた割引キャンペーンとかをやっております。そのときに、ワクチン接種の証明書が要ります。そうしたときに、マイナンバーカードを使用した場合に、電子版で接種のカードの証明ができるのかどうか。そこまで今現在やっているのかどうか。ぜひ、お伺いさせていただきたいと思っています。

すみません。議長、もう１点だけ。３点ですが、もう１点だけ。大変失礼いたしました。23ページであります。経済対策ということで、観光事業の部分また商工事業いろいろ５億円規模でさせていただいたこと、本当に感謝申し上げたいと思っています。

そうした中でちょっと説明がなかったので、あえてこの場でお聞かせいただきますけれども、宿泊のプレミアム付き旅行券事業の件でありますけれども、これは夏と冬ということでご説明いただきました。やはり時期というのがすごく今皆さん関心を持っております。いつ頃からどういう内容で発行しようとしているのか、プレミアム率と。これがやはり分からないと、各事業者が発信できないと思います。もう今の時点でやはりお決まりの構想があると思うので、ぜひその部分、もっと具体的に示していただければ、各地域の事業の皆さんが喜ぶかと思います。お願いしたいと思います。

○議　　　長　議員、マイナンバーのあれは、所信表明の 93 ページに数字が出ています。

〔「そうですか、すみません」と叫ぶ者あり〕

総務部長。

○総務部長　１点目の交付金の関係でございます。まずは、この今の補正予算の中には入ってはおりません。これは国のほう、議員がおっしゃるとおり１兆円という規模で、原油価格高騰――同じような名称があるものですから分かりづらいのですけれども――物価高騰等に直面する支援が追加配分として来るということでありまして、内容については、今まさに詰めているところでございます。大きくは生活支援そして産業支援という大きな枠の中で、うちの市としましてどういったものが市民の皆さんに直接支援になるのかというのを、今やっている最中でございます。

以上です。

○議　　　長　市民生活部長。

○市民生活部長　マイナンバーの普及率につきましては、今ほど議長からご紹介がありましたように、施政方針 93 ページのほうで載せております。４月末現在、38.9％です。

その次、保険証としての利用が持てばできるかということですが、これはマイナンバーカードを持っていただければできるようになります。ただ、できるかできないかはどちらかというと、医療機関側にその設備があるかないかによるかと思います。それがついているところはできるけれども、持っていないところはまだできない状況であります。

その先、様々なキャンペーンなどがあるので、コロナの接種証明のようなものがこれでで

きるかということですが、これはスマートフォンをお持ちの方で、ちょっと操作は必要ですけれども、そちらのほうで接種証明をスマホ上に表示できるという機能を今持っております。それもちょっと操作は必要なのですが、それはできるようになっております。

以上です。

○議　　　長　商工観光課長。

○商工観光課長　それでは、中沢議員のご質問にお答えいたします。プレミアム付き旅行券ですが、昨年度と同じく7,000円で１万円分の宿泊券と地域振興券の構成で考えております。また、時期に関しましては７月中から使えるように、７月から夏場、９月ぐらいということで、今想定して考えております。

以上です。

○議　　　長　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　１点目の普及率に関しましては、私の粗相で大変失礼いたしました。今の数字を聞きまして、ネットでは５月１日現在が出ています。市のほうはちょっと状況が分からないので、何とも言い難いですけれども、この数字を見ますとちょっとやはり全国平均から落ちているかなという状況がありまして、粟島浦村は全国トップで今、84.3%と聞いております。そういうことを考えたときに、まだまだこれから最大限２万円のマイナポイント等もありますので、ぜひ、進めていっていただきたいと思うわけであります。メリットをどんどん、アピールしてもらいたいと思っています。

その中で今部長からご説明がありましたけれども、保健保険証ですけれども結局、心配しているところはそこです。医療機関とか薬局などで対応ができるかどうかということなのです。そこは今現実にどのぐらいそういう状況がされているのかどうか、担当部署としては掌握されて、そこの部分も一緒になりながらやっているかと思いますけれども、その部分はどのような状況になっているのか、お伺いさせていただきたいと思っています。

あと、ほかの部分に関しましては、了解いたしましたので以上でございます。

○議　　　長　市民生活部長。

○市民生活部長　どの辺が対応しているかというのは、数字は持っているのですが、ちょっとこの場に持っておりませんので、正確に答えられませんが、市内ですと４病院、３診療所、８薬局という数字だったかと思います。申し訳ありませんが、間違っていたら訂正をさせてもらいます。すみません。

○議　　　長　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　今の件、了解いたしました。細かい数字に関しては結構ですので、ぜひ。ここが進まないとなかなか現実は進まないわけですのでよろしくお願いしたいと思います。

それで１点、大変、議長にお許しいただきたいのですけれども、１点目の部分で再質問を忘れていまして、１兆円の部分はこれに入っていないということであります。前回も１兆円という部分があったときに、当市として今現在、配分は幾らだと見込んでいるのか、その数字だけでもお聞かせいただきたいと思います。大体の数字で結構でございます。

〇議　　　長　総務部長。

〇総務部長　まず、交付限度額ですが、３億1,500万円ほどの限度額であります。

以上でございます。

〇議　　　長　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　ページ23のプレミアム付商品券事業についてお尋ねします。前回は共通券とかいろいろ分かれていましたけれども、今回その商品券を出してどういった店舗で使えるように、何割が大型店とか何割そういうのが決まっているのかどうかを教えてください。

２点目ですが、プレミアム付商品券は３億円ですけれども、この３億円で10万冊とあるのですが、３億円で10万冊だと3,000円の上乗せ部分だけで３億円になってしまうので、事務手数料があると思うのです。印刷代とか委託料とかがここに入っていないのです。なので、業務委託料は今後また補正か何かで組まれる予定なのか、どういう考え方なのかお知らせください。

３点目ですけれども、今日、市長は午前中に所信表明演説でこのプレミアム付商品券の経済対策をすると言った際に、市議会並びに経済団体からの強い要望がなされたものでありますと市長はおっしゃいましたけれども、行政として市議会から要望が来たといっても、その市議会というのは何を指すのか。何をもって市議会から要望が来たと解釈されているのかというのを、議長から要望書が来たから市議会なのか、何をもって市議会というのかそこの部分の市長の解釈を教えてください。

〔何事か叫ぶ者あり〕

その３点、お願いします。

〇議　　　長　商工観光課長。

〇商工観光課長　それでは、黒岩議員の１番目と２番目の質問にお答えさせていただきます。昨年度と同様、大型店で使える券、あとどこでも使える券というか共通券というかは、今年も分けたいと思っております。しかしながら、前段にありましたが世界的にも燃料の高騰、そして物価の高騰がありますので、事業者だけではなく消費者も広く効果があるようなものにしたいと考慮しています。割合については今後、協議会の中で考えていきたいと思います。

また、予算の関係ですが、私どもの積算上のほうをではお話しさせていただきますが、プレミアム分の3,000円掛ける２冊、あと人口ですので５万4,000人で、購入率80％で計算していまして、それが約２億6,000万円になります。それと事務費、先ほどの印刷代だとか換金手数料等が大体4,000万円だと思っております。それで３億円という形になります。

以上です。

〇議　　　長　市長。

〇市　　　長　では、すみません。私のほうから答えさせていただきますが、質問の趣旨は議会というのか経済界というのは何を指すのかということです。答えなければならないですか、私。すみません。これはもう、ずっとやっていることなのです。議会からも言われ、私

からもお願いをして、議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議というのがあります。これも含めて協議をしていますが、この感染症対策の連絡会議の名前で、公式なちゃんと文書で私宛てに来ました。加えて、経済界のほうは３商工団体からそういう経済対策を打ってくださいと。特に観光業に対してやってくださいという明確な要望書が来ているのです。これに基づいてやっています。これらを今ここで質問をいただくということが、私が答弁しなければいけないことにかなり私は違和感がありますので、少し今後よろしくお願いしたいと思います。かなり違和感があります。

○議　　長　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　大型店とか共通券とか、前回みたいに分けて商品券をやりたいと考えているとおっしゃいましたけれども、前回、7,500 円で１万円、共通券が４枚、4,000 円分ですか。全体の 25％ぐらいの私たちの税金が、大型ドラッグストアとか大型スーパーにいったという算出が産業建設委員会で出ました。某ドラッグストアは広告で売上げ１兆円とか出ているわけです。そういったところに私たちの税金が使われるかもしれないという可能性に関して、分けたいと思っているという整合性、今回、経済対策、疲弊した経済を助けるという名目と、１兆円稼いだドラッグストアに私の税金が使われるかもしれないという可能性、この２つの整合性についてどう考えているのかお聞かせください。

市長の質問に対して違和感があるというのは、私も同じように違和感があります。お互いです。新型コロナ対策連絡会議から来たならそう書けばいいのです。市議会からは来ていないと思う。市議会から来たということは、私も市議会に含まれているのだから。その連絡会議に私は含まれてないのです……（「揚げ足とるな」と叫ぶ者あり）何をもって市議会というのか。二元代表制において、行政側が何をもって市議会というのか……（何事か叫ぶ者あり）確立な定義を持っていただかないと、私たちここで建設的な議論はできませんから……（「お前が会派に入らないことが悪い」と叫ぶ者あり）会派に入らない自由は認められていますから。私がここでたくさん反対してきましたけれども、どこの会派とも反対意見が合わないことはたくさんあるのです……

○議　　長　質疑なので、簡潔に。

○黒岩揺光君　すみません。では、お願いします。

○議　　長　今の２つ目の再質問はよく分からないです。

○黒岩揺光君　簡潔に答えます。新型コロナ連絡会議から……

○議　　長　質問です。答えではない。

○黒岩揺光君　質問です。質問をします。市長は、１回目の私の質問に対して、新型コロナ連絡会議から要望書が来たと言いました。だったら、所信表明でそう言えばいいのです。議会から来たわけではないでしょう。連絡会議から来たのですよね。そう、なぜ書かなかったのか質問をします。

○議　　長　市長。

○市　　長　正確にそこのところで多分、書いていないです。そういう会議から来てい

ると書いていないかもしれませんが、大方の圧倒的な皆さんは議会からの要望を受けて市長が動いていると思ってくれていると思いますよ。そういうのを揚げ足取りというのです、と思いませんか。分かるじゃないですか、今言えば。違いますか。それ以上、答えられない。

○議　　　長　産業振興部長。

○産業振興部長　整合性という話ですけれども、産業建設委員会のときにもお話をしたと思うのですけれども、まず、チェーン店が使える共通券です。こちら25.2％、小売りのほうが残り74.8％なのです。チェーンが４割、あとは小売店、市内だけは６割という形になりますので、これがどういうふうに整合かというところについては、やはり皆さんが使われる立場がありますので、そこについては我々も声をお聞きした中で何とかしたいとは考えます。

ただし、１兆円を稼がれたドラッグチェーン、当然、全国チェーンだと思いますけれども、当然その中にも市内の市民の方が働いているわけです。ですので、それを断片的にとってそういう形での判断は、我々はしかねると思います。

以上です。

○議　　　長　14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　３点ほどお願いいたします。17ページ、下段でありますけれども、上越線のほうの岡村貢翁顕彰レリーフ制作委託料100万円に関してであります。レリーフを制作するということであれば、お披露目するセレモニーが当然必要になりますけれども、セレモニーに対する考え方というのは、これは制作だけでその後、セレモニーに関してはないよというふうなのかそこをお伺いいたします。

それから同僚も言いましたが、23ページのプレミアム付き旅行券ですけれども、お客様のほうから考えた場合に、前回は非常に面倒くさいというやり方でありましたけれども、もう何もせずに宿泊所の清算に来たときに、5,000円をさっと引いてもらえるのか。あるいはお客様が7,000円の冊を買って、それを持ってこなければ駄目なのか、というところの簡便性です。前回もできるだけ簡単にしてもらいたいという部分もありましたし、そこら辺はどうなっているのか。あわせて、１つの宿泊で100泊ということで制限がありましたけれども、今回はどの程度の制限をかけるのかというところをお伺いします。

それから、29ページの体育施設一般管理費で、大原のテニスコートのナイター照明、雪でひん曲がった部分を直すという129万円です。６月に入りましたし、そろそろナイターの季節にも入っているので、この予算が通り次第、即、業者のほうにお願いをして修復すると。７月にはもう完全に直してやるのだという方向なのかということをお伺いします。

○議　　　長　企画政策課長。

○企画政策課長　１点目の岡村貢翁の記念事業に関してでございます。上越線が全線開通してから昨年で90周年。岡村貢翁が今年、没後100年を迎えるということで、市のほうではレリーフを制作して、湯沢町とともにこの事業を進めようというところで協議をしております。レリーフのほうは、越後湯沢駅に設置をできないかということで、ＪＲさんと協議を始めたところであります。あわせてお披露目等、記念式典の部分でございますが、そちらのほ

うは岡村貢翁の顕彰会ということで、石打地区の皆さん、長年されてきていると思いますが、その顕彰会さんのほうで式典のほうは主に動いてもらっているという状況でございまして、そちらのほうも計画をして、進めていこうという体制になっております。

以上です。

○議　　　長　産業振興部長。

○産業振興部長　２点目のプレミアム付き旅行券の関係ですけれども、まず、面倒くさいという決済の方法ですね、購入する方法。確かにそういうお声を聞いていますので、そこのところは反省点として踏まえた中で、ただ、冬 100 泊をまず割り振るかどうかという議論もこれからになります。夏からやるという理由につきましては、夏から秋冬に向かってちょっと長いキャンペーンという形でやったほうが効果的であろうということを考えていますので、その中で売り方それから販売方法、あと購入していただくやり方ですね。そこについては割り振りをして、どんな形でやるか。もしくは、違う方法で早い者勝ちができるのか、そこのところはまだ検討しておりますので、制度ができた段階でそこについてはアナウンスさせていただきたいと思います。

以上です。

○議　　　長　教育部長。

○教育部長　29 ページ、体育施設の修繕工事費の関係でございます。早期発注そして７月までにというお話でしたが、それに沿うように努力してまいりたいと思っております。

○議　　　長　14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　岡村貢翁のセレモニーでありますけれども、非常に大きくなるというような話も聞いております。そんな中でも、完全に石打地区に任せるということではなくて、市も本当に大きく関わっていきたいという方向であるので、そういう方向で進んでもらえればと思っております。今のところセレモニーに対して市がどの程度関わるということは、まだ決まっていないということでしょうか。そこをちょっとお答えください。

それから２番目のプレミアム付き旅行券です。おっしゃるとおりですけれども、せっかく夏合宿のほうで施設の利用料 100%減免だというのが出ましたので、であるならば夏合宿に来られたチームに対してもこれが使えるというようなところもセットで出れば、非常に大きな宣伝力になると私は思っていますけれども、そこら辺はどのようにお考えなのか。

それから３番については、できるだけ努力するということなので、それは了承しました。

○議　　　長　企画政策課長。

○企画政策課長　セレモニーの分、式典の部分に関してでございますが、先ほど申し上げましたとおり、主は岡村貢翁顕彰会さんのほうで動いてもらっていますけれども、実行委員会形式をとっていこうというふうに聞いております。市もまるきり顕彰会さんのほうに全てお任せというスタンスではありませんので、その辺はご安心いただければと思います。

○議　　　長　産業振興部長。

○産業振興部長　夏合宿とそれからプレミアム付き旅行券が併用で使えればいいと。確か

にその話がありまして、今それは議論中です。夏合宿だけを入れている宿だけではないわけで、そこのところはやはりある程度、公平感ですとか、広く行き渡るところは検討しなければいけませんので、まだ結論としては出ておりません。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１番・黒岩揺光君。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○黒岩揺光君　第 35 号議案　令和４年度南魚沼市一般会計補正予算、反対の立場で討論に参加させていただきます。

（議長職権削除）

南魚沼市、今いい状況になっていますか。生まれてくる赤ちゃんの数とか、生活困窮者の数とか、よくなっています、よくなっていないなら、私たち議会にいる人間の一人一人がもしかしたら、今まで当たり前にやってきたことが、そこに原因があるかもしれない。常に振り返らなければいけないと思います。

（議長職権削除）

子育て世代、私本当に困っています、今。保育園突然閉まったら、パートで働いているお母さんたちその分給料が減るのですよ。その人たちの支援はどこにあります。全く見えないですよね。

これまでプレミアム付商品券をやってきて、どこの人たちがたくさん困っていて、どこの人たちに税金を選択で集中していくのかという議論が全くないんです。取りあえず３億円をやって、やりましょうよって。しかも、4,000 万円は事務手数料にいくわけでしょう。水道料金を下げるとか、市長が公約した水道料金を下げるとか、固定資産税下げるとかだったら、事務手数料 4,000 万円はいらないんですよ。直接その人たちに行くんですよ。

[redacted]（議長職権削除）

でも、私たち４月 15 日の議会だよりのホームページ、議会からこういう要望が出された。でも、要望の内容が書いてないんです。市長には要望の内容が見せられるけれども、市民に見せられないというのはおかしいんじゃないでしょうか。私たちは市民に雇われてここにいるんですよ。

[redacted]

[redacted]（議長職権削除）

〔「ふざけるな、お前」「討論になっていない」と叫ぶ者あり〕

〇議　　長　討論になっていないと思います。反対の理由が……。

〔「討論は１回だけ」と叫ぶ者あり〕

討論になっていないという話をしただけです。

〇議　　長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

14 番・寺口友彦君。

〇寺口友彦君　第 35 号議案　令和４年度南魚沼市一般会計補正予算（第２号）に対して、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。

今回の補正の内容を見れば、コロナ対策、経済対策、生活支援いろいろと私は盛り込まれていると思っております。中でも生活困窮者の方たちをどうやってお助けするかということで、第１回の販売のときにプレミアム付商品券いろいろございました。しかしながら、これが持っている意味というのを考えたときに、現金５万円を給付するのか、10 万円を給付するのか。はたまた、こういう商品券を無償で寄附するのか考えたときに、我々、市民クラブは無償で寄附という形で、生活支援ということを考えたのは、市内経済を回すという意味でもよいのではないかとそう判断したわけであります。

反対者のお気持ちは、分からないでもない。[redacted]（議長職権削除）……（「そこには入っていません」と叫ぶ者あり）私は反対者が述べたようなところを、この補正予算の中でどこにどうなのかなということを考えたときに、やはり議会議員が考えられるすべとして、南魚沼市の中ではやはりプレミアム付

商品券ということで、まずは下支えするということだろうと思っております。

反対のご意見の中では常々、水道料の問題であったり、あるいは＿＿＿＿＿（議長職権削除）であったりといろいろ出ます。非常に大きな問題です。こういう問題を、一つ一つ解決をしていくときに、一般会計の補正予算の中で、できることはほんのわずかでありますけれども、私はこの商品券ということに関しては、通すということが本当に下支えになると思っております。あまり長くなるとあれですので、市民クラブとしてはこの補正予算に対しては賛成である。同僚議員からも多くの賛同をいただきたいと思っております。

○議　　　長　　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議　　　長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

３番・大平剛君。

○大平　剛君　　原案に賛成の立場で討論に参加いたします。反対者は＿＿＿＿＿（議長職権削除）にというふうに連呼しています。だけれども、そういった企業にプレミアム付商品券を使うかどうかは、市民が決めることです。市民の選択肢をあえて縮める、そんな必要はどこにもないと思います。もちろん、地元企業に使っていただきたい。だからこそ、75%つけるわけです。なぜ、あえて……（「決まっていない、75%なんて」と叫ぶ者あり）今まではそうだったという話をされたではないですか。黒岩議員、今まではそうだったという話だったので、そういうことを言っているわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

そこで、私は思うのですけれども、市民、市民というわけですけれども、でも市民の選択肢を軽く見ているのは、反対者のほうではないでしょうか。私は市民の皆さんの判断を信じるものです。

＿＿

＿＿＿

＿＿＿

＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（議長職権削除）感情的になって申し訳ありませんが、多くの議員の皆様からの賛成を望みます。よろしくお願いいたします。

〔「自殺が生活困窮の原因とは言っていないですよ」と叫ぶ者あり〕

「議長の許可を取ってから話せ」「あなたも」と叫ぶ者あり〕

○議　　　長　　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　　採決いたします。第35号議案　令和４年度南魚沼市一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　　休憩といたします。休憩後の再開を４時30分といたします。

〔午後４時15分〕

○議　　　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後４時28分〕

○議　　　長　　日程第19、第36号議案　令和４年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市　　　長　　それでは、第36号議案　令和４年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、介護保険料の賦課決定誤りが判明し、対象者への保険料の還付金が発生したことから、過年度分保険料還付金を増額するものであります。

歳出では、第１号被保険者保険料還付金として、賦課決定誤りの還付金117万円を増額するものであります。

歳入では、歳出の増額分の財源として、介護給付費準備基金繰入金を増額するものです。

以上により、歳入歳出予算に、それぞれ117万円を追加し、総額を68億8,717万円としたいものであります。

先ほどこれにつきましても謝罪申し上げました。今後、気を引き締めてことに当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせます。よろしく審議をいただきまして、何とぞご決定を賜りますようにお願いをいたします。

以上です。

○議　　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　それでは、介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明を申し上げます。

事項別明細書で説明いたします。議案書の10ページ、11ページをお開きください。

歳出になります。歳出から説明させていただきます。

まず、２段目の表をご覧ください。４款１項１目第１号被保険者保険料還付金です。本年３月の下旬に判明いたしました介護保険料賦課決定誤りにより、追加徴収いたしました保険料の還付分117万円を増額するものです。

１段目の表ですが、２款１項１目介護サービス諸費は、介護給付費準備基金繰入金からの繰入れに対する財源の振替になります。

続きまして歳入です。戻って８ページ、９ページをお開きください。

歳出の第１号被保険者保険料還付金の財源といたしまして、８款２項１目介護給付費準備基金繰入金に、歳出と同額を計上するものです。

以上で、介護保険特別会計補正予算の詳細説明を終了いたします。大変ご迷惑をおかけいたしました。皆様にはおわびをいたします。

○議　　　長　　質疑を行います。

３番・大平剛君。

○大平　剛君　　ミスということですけれども、どのようなミスがあったのか。そして、さらなるチェックを行うという話ですけれども、今後の対応策はどのようなものを考えていらっしゃるのか。その２つをお願いいたします。

○議　　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　ただいまのご質問ですが、どのようなミスがあったかということですけれども、平成27年に介護保険法が改正になりました。それによって、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して２年を経過した日以後においては、賦課の決定ができないという改正があったところ、私どもの職員が２年というのを年度と誤って解釈をして、処理を行ってしまいました。つまり、２年というのは24月、24か月であるところを、年度で換算してしまったということで、誤りが発生してしまいました。

今後の対応につきましては、そういうミスがないよう職員がお互いにチェックをしながら、十分チェック機能を働かせた中で対応したいと、そのように思っております。申し訳ありませんでした。

○議　　　長　　３番・大平剛君。

○大平　剛君　　そういうミスがあったということなので、今後はその部署だけではなく、市役所全体で同じようなミスがないように努めていっていただきたいと思います。

以上です。

○議　　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　　採決いたします。第36号議案　令和４年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

〇議　　　長　日程第 20、第 37 号議案　南魚沼市上田雪国スポーツセンター条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〇教育部長　第 37 号議案　南魚沼市上田雪国スポーツセンター条例の制定についてご説明申し上げます。

令和２年３月 31 日をもって閉校となった、旧第二上田小学校の体育館を屋内スポーツ施設として整備し、スポーツ団体の利用や市民の健康増進に活用したいことから、施設の設置及び管理について条例を制定したいものでございます。

施設整備工事につきましては、10 月末の完成を目指し、進めていくこととし、完成後の施設の管理につきましては、指定管理者による管理としたく、工事と並行して選定作業を進め、適切な時期に改めて議会にお諮りしたいと考えております。

それでは、議案１ページの条文をご覧ください。

第１条は設置の目的、第２条は施設の位置について規定するものであります。第３条は指定管理者による管理、第４条以降はその内容について規定するものであります。第４条は指定管理者が行う業務、第５条は開館時間、めくっていただきまして２ページの第６条は、休館日を規定しております。

第７条から第９条までは利用の許可に関する規定、第 10 条から３ページの第 12 条までは利用料金とその取扱いに関する規定、第 13 条は原状回復の義務、第 14 条は損害賠償、第 15 条は、規則への委任でございます。

なお、２ページの第 10 条第２項中の利用料金につきましては、４ページの別表のとおりでございます。

戻っていただきまして、３ページの附則をご覧ください。

附則第１項の施行期日は、令和４年 11 月１日としたいものでございます。附則第２項から、めくっていただいて４ページの第４項までは、指定管理者不在等期間があった場合の管理業務及び使用料の徴収業務についての規定です。

また、11 月からの指定管理に向け、公募や選定手続を進めたいため、附則第５項で条例施行前の準備行為を規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議　　　長　質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

〇寺口友彦君　ここについては、大まかに人工芝を敷いて室内で少年野球であったりサッカーであったりということができるようにするという施設でありましたけれども、人工芝を敷くとほかのスポーツ、例えば卓球であったりバレーボールであったりテニスであったりというところはあまり使えないのかなというところがありますけれども、その方針に変更はないのかということと、これは冬場であります。除雪を行って出入口を確保あるいは駐車場を確保するということまで考えて、来年のといいますか冬場も利用させるというお考えなのか

というところの２点伺います。

○議　　　長　　教育部長。

○教育部長　　１点目の卓球やバレーといったそういったスポーツができにくくなるのではないかというところでございますが、おっしゃるとおりでございます。市内にはそれができる施設も多くございますので、役割分担をしながら有効利用をしていきたいと考えております。

　また、冬場の出入口というお話でございましたけれども、もともと体育館は避難所にも指定されておりまして、その機能を損なわない形の中での改修工事を予定しております。避難所ということであれば、出入口の確保ということは当然の義務だと思いますので、それらも同時に役割を確保しながら進めてまいります。

○議　　　長　　14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　　そういうことであれば、そこに管理施設といいますか、部屋を１つ置いてそこに人を置くということまでやらなければならないかと思いますけれども、そこまでは考えていなくて、ただ、鍵の貸出し等でやろうとしているのか伺います。

○議　　　長　　教育部長。

○教育部長　　指定管理に出すときの条件でございますけれども、それは指定管理者の考えることではございますが、私どもの今の考えでは、仕様の中では無人で鍵の貸出しということで考えてございます。

○議　　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

　３番・大平剛君。

○大平　剛君　　１点聞かせてもらいたいのですけれども、利用料金のところを見ると、アマチュアスポーツ等いろいろ書いてあるのですけれども、この場合ですと要するに集団での利用というのがメインであって、個人での利用というのはあまり考えていないという、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○議　　　長　　教育部長。

○教育部長　　個人の利用を妨げるものではございません。予約方法は指定管理者の方法によるかと思いますけれども、個人が利用することも可能でございます。

○議　　　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　個人の利用も可ということですけれども、利用料金は全面の場合のみ定めてあるようですけれども、ほかの施設もありますが、例えばあまり面積を使用しないようなそういった利用の場合でも、そうすると２、３人でちょっと借りてしまうと――ほかは例えばディスポートのように、真ん中にネットで複数が利用できるとか、そういう想定はしていないということでしょうか。その辺ちょっとお願いしたい。

○議　　　長　　教育部長。

○教育部長　　今の工事の発注の中身ですけれども、真ん中のネットで仕切れる用意はしてあります。なので、複数の方が利用するということも可能でございます。ただ、これは全面

利用ということになっていますので、例えば個人であれば全面ということになってしまいますけれども、例えば１団体が借りるときに仕切って使うというような使用も可能ということになっています。

〇議　　　長　５番・梅沢道男君。

〇梅沢道男君　施設はそうなっているそうですが、そうすると貸出し自体は複数団体なり、個人と団体になるのか、個人が２人で別々なことをするのか。そういった利用は考えていないということでしょうか。

〇議　　　長　教育部長。

〇教育部長　確かにおっしゃるとおりだと思いますが、今の利用料金の中では同じ時間帯に２つの個人あるいは２つの団体が半分ずつとか４分の１ずつとか、分けて入ることはちょっと難しいかなと思います。

〇議　　　長　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　利用料金ですけれども、１時間 1,120 円ということですが、この後の議案で出てくる大崎体育館とかは１時間 520 円だと思うのですが、体育施設によって利用料金が違うのは何か理由があるのでしょうか。

２つ目ですが、この後、出てくる大崎体育館でも年間の収入予想が 13 万円ということで、年間の３分の１ぐらいが空っぽの状態を予想されている年間予想収入になっているのです、大崎体育館のほうは。つまり、体育館の需要がそもそもそんなにあるのかという疑問がわいてきて、今回これをこういうふうに団体利用の体育館にするということの決定に至った経緯の中に、どうやって今ある体育館があって、たくさん要望が来て、予約受付ができないような状況になっているのか。どういった経緯でここを体育館としてこういうふうに、団体が使うという決定になったのかその経緯。住民のニーズをどういうふうに聞いて、こういう結果になったのかという、その部分を教えてください。

３番目、最後ですけれども、昨年 12 月 15 日の議会、一般質問で私こういう質問をしています、市長に。小学生まで楽しめる全天候型……

〇議　　　長　議員、簡潔に。質問なので、一般質問の内容とかはちょっと述べないで、どういう質問をしたいのかということを。今それを述べられると結構長くなるので、簡潔にお願いします。

〇黒岩揺光君　昨年 12 月の議会で市長に、全天候型遊戯施設を造らないかと言ったときに、市長の答弁で旧第二上田小の改修もこういった体育施設に生まれ変わって、子育ての皆さんからも、ぜひご利用いただける、そういう施設づくりによって入っていけると思っているという答弁をされているのですけれども、今回これを見る限り団体利用に限られていますので、例えば子供がほのぼのみたいにドロップインできるような感じにはなっていないと思うのですが、そこの答弁との整合性を教えてください。

〇議　　　長　教育部長。

〇教育部長　利用料金の 1,120 円でございますけれども、参考としたのはディスポートの

アリーナでございまして、アリーナが 1,120 円、料金体系も一緒です。そのような形で考えました。ある程度の投資をさせていただいておりますので、大崎体育館とは少し料金差をつけさせていただいたというようなことでございます。

また、そこに至った経緯というようなことでございましたけれども、私ども第３次スポーツ推進計画を策定するときに、市民アンケートをさせていただきました。その中で、今後、市内で造ってもらいたいスポーツ施設はどんなところですかというような設問項目がございまして、その中で最も多かったのが屋内トレーニング場ということになっておりますので、屋内でやるスポーツをする体育館というのは非常にたくさんあるのですけれども、屋外で行っているスポーツの試合はできないかもしれませんが、それを例えば冬場あるいは雨天こういったときに、室内で練習する環境というものが必要ではないかということで、庁内で諮らせていただきまして、アンケート結果に基づき市民の声もあるということで、合意形成を図った次第でございます。

３点目の旧第二上田小学校の利用につきましても、子供たちがドロップインできるような施設という整合性でございますが、そういった施設、市全体でどのような方向性がいいかというようなことで考えた結果、この旧第二上田小学校につきましては、今申し上げたような屋内トレーニング場として整備しようという結論に至った次第でございます。

○議　　　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　アンケートで屋内トレーニング場が一番多かったと。屋内トレーニング場というのはいろいろな解釈ができるのですけれども、ジムとか何かそういう屋内トレーニング場がいろいろな解釈ができる中で、芝生がついて、サッカーとか野球という結論に至った経緯をもう一度、教えてもらっていいですか。

○議　　　長　　教育部長。

○教育部長　　屋内でできるスポーツというのはいろいろな施設があると思います。今おっしゃった具体的なジムとか、あとは周回トラックですよね。そういったものは既にディスポートなり、あとはトレーニングセンターなりに用意をしてございますので、そことはまた違う役割のある屋内トレーニング場ということで、合意形成を図った次第でございます。

○議　　　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　本当にすみません。今回の、ここではほかの施設でできないことは何なのですか。

○議　　　長　　すみません。どういう意味ですか。

○黒岩揺光君　　だから、ほかの施設ではできないことができるようになるわけです。何か新しいことがあるわけですよね、今の話を聞いている限りでは。そこを聞いているのです。すみません。

○議　　　長　　教育部長。

○教育部長　　今回の工事に関しましては、屋内の壁面あるいは天井全てにネットを張ることにしております。それをすることによって、例えば打球が飛ぶ野球ですとか、ある一定の

力で蹴るサッカーですとか、あとは球を打ち返すテニスですとか、そういったことがこの屋内練習場で可能になると考えております。

○議　　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。第 37 号議案　南魚沼市上田雪国スポーツセンター条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　本日の会議時間は、日程第 21、第 46 号議案までとしたいのであらかじめ延長いたします。

○議　　　長　日程第 21、第 46 号議案　南魚沼市大崎体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長　第 46 号議案　南魚沼市大崎体育館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本年３月の定例会でご審議をいただいた南魚沼市大崎体育館条例が７月１日から施行されます。これに合わせ、施設管理を行う指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案１ページをご覧ください。

１、公の施設の名称は、南魚沼市大崎体育館です。２、指定管理者に指定する団体の名称は、公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社。３、指定の期間は、他の市内の体育施設の指定管理期間の終了と整合を図りたいことから、令和４年７月１日から令和６年３月 31 日までの１年９か月とするものでございます。

今回の指定管理者の選定につきましては、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、公募を行い、結果は公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社のみの応募となりました。文化スポーツ振興公社はこれまでも公共施設の管理運営を中心に、市民の文化芸術及びスポーツ活動などの生涯学習の振興に資する事業を行い、健康で豊かな活力ある地域社会の創造と福祉の向上に積極的に取り組んでおります。施設の良好な管理運営が期待できるものとして、指定管理者選定審議会の審査において候補者に選定したものであります。

３ページからは事業計画書でございます。

４ページをお開きください。１の施設管理の基本方針では、既存の管理体育施設に加えて一括管理を行うことにより、経費削減と受付予約等における利便性の向上を図り、安全・安心で快適に利用いただけるよう、効率的に管理運営を行うとしております。２は施設の概要です。３の利用計画は、開館時間及び休館日でございます。４は利用料金です。

５ページをご覧ください。５の収支計画書では、令和４年度は９か月間で収入、支出とも135 万 6,000 円を見込んでおります。令和５年度は１年間の収支計画で、収入、支出とも 165 万 6,000 円を見込んでおります。なお、人件費は、公社の全ての体育施設に係る人件費に含むことからゼロ円としております。

６ページをお開きください。６は団体の概要、７ページは公社の役員名簿でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議　　　長　　質疑を行います。

１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　指定管理の前は直営だったと思うのですけれども、令和２年度の決算を見ても年間 150 万円ぐらいかかっているのですが、これは指定管理にするそもそもの目的が経費の削減ですが、令和５年度以降の指定管理料を見ても、そんなに直営のときと変わらないのです。さらに言うと、利用料金収入が 13 万円を見込んでいるのですけれども、13 万円ということは１年間の３分の１ぐらいは空っぽということを想定していると思うのです。

そこまでニーズがない、そこまで利用収入が見込められない団体なのですが、この団体さんに任せたら経費が削減できると思って指定管理をしていると思うのですけれども、でもこの団体さんが出している事業計画書ではそこまで利用料金を見込めていないのですけれども、どうやって今後、経費の削減を見込んでいるのかという部分を教えてください。

２つ目は、人件費がかかっていないということは、どうやって予約――私が使いたかったら電話で予約して行って、どこで鍵を受け取ってどうやって入って、どこでお金を払ってやるのか。そのプロセスをちょっと可視化してください。お願いします。

○議　　　長　　教育部長。

○教育部長　　決算書をご覧になって 150 万円というお話をされていらっしゃいましたでしょうか。実は大崎体育館につきましては、昨年度までは大崎区に委託をしていた体育施設でございます。それを今度、７月までは直営そして７月からは指定管理にしたいというようなところでございます。

大崎区に管理の委託をしていたときと、利用形態は少し変えたいと思っています。市民が平等に使える体育施設として、指定管理のそれぞれの施設と一緒に管理することで、効果的な体育施設の運営をしていきたいと考えておりますし、その中で利用料金が上がらないのではないかというようなお話もございます。確かにそのとおりで、私どもの市の中では登録団体という団体がございますので、その団体の方々は年間に一定額を払えば、体育施設の一定程度の優遇が受けられる。その中で、利用料金は人数と比例するものではないと考えておりますけれども、市民の方々が有効に使える施設として、総合的に管理していきたいと思って

おりますので、このたび、指定管理施設にしたいと考えております。

鍵の管理というようなところのご質問をいただきましたけれども、地元の方に管理をしていただくということで考えております。

〔「予約のプロセスは」と叫ぶ者あり〕

失礼しました。予約につきましては、指定管理者に予約を取って、鍵の受け渡しは、地元で、身近なところでしていただくということになります。

〔「利用料金の支払いはどこでやるのか」と叫ぶ者あり〕

利用料金の支払いは指定管理者にしていただくことになります。

〔「六日町でね」と叫ぶ者あり〕

そういうことです。

〔「経費の削減、答弁漏れ」と叫ぶ者あり〕

〇議　　　長　　それは１番で答えていると思いますので。

〇議　　　長　　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　　大崎体育館を使いたかったら、六日町まで行ってお金を払って予約をして、大崎に行って鍵を取って使わなければいけないと、そういうことですよね。物すごく使い勝手が悪いと思うのですけれども。今後そのやり方で六日町まで利用料金を 1,000 円払って大崎まで行って、どうやって利用料金の収入を経費削減で見込んでいくのかちょっと僕分からないので、その１点目と。

２つ目、先ほど部長がおっしゃった市民が５人以上いれば、年間 5,000 円の会費で、無料で使えるではないですか。多分、その利用者が全体の体育施設のほとんどだと思うのですけれども。データがないと思いますけれども、今、全体の体育施設の利用者の何割ぐらいが市民５人、団体の登録の人たちが使われるか、頭で分かったらちょっとそれを教えてもらってもよろしいですか。すみません。

〇議　　　長　　数字等は、前もって質問する前に聞くときは言ってくださいと先ほどおっしゃって……。

〔「分からなかったら、いい」と叫ぶ者あり〕

〇議　　　長　　教育部長。

〇教育部長　　割合は、数字はここには持っておりません。ただ、登録団体については、240 団体ぐらいでございます。今、議員もおっしゃったとおり、恐らく主に使うのはこの登録団体だろうと思います。ほかに収入源としては夏の合宿、そういったものについて指定管理者のほうで経営努力をしながら、有効活用を図っていきたいと考えております。

〇議　　　長　　１番・黒岩揺光君。

〇黒岩揺光君　　部長のおっしゃるとおり、利用者がほとんど市民の登録団体だとすれば、指定管理者に移行する、今部長がおっしゃった理由が市民に均等に使ってもらう理由だったと思うのですけれども、使う人がそもそも市民団体がほとんどなら、別に直営でもいいと思うのです。指定管理に移行する理由は経費の削減ですから、改めてもう一度、利用する人た

ちのほとんどが市民の５人以上でつくる登録団体ならば、そもそも六日町まで行って利用料金を払わなくてもいいわけですから、・・・は。なので、もちろん人件費もかからないし、直営のままでも経費がかからないのではないかと思うのですけれども、もう一度、利用者がほとんど登録団体であるけれども、指定管理に移行することで経費が削減できると思われる理由を改めてちょっと教えてください。

○議　　長　教育部長。

○教育部長　直営のままでいいか、指定管理者のほうがいいのかというご議論だと思いますけれども、これまでの委託体制はちょっとここに置いておいて、直営と指定管理で考えれば、指定管理のほうが相当コスト的には低減した中で管理ができていると思っております。ここに記載されている 150 万円ぐらいの金額は、ほとんど必要経費でございますので、その中で運営する、プラス直営となればここに人件費が乗ってくるわけです。改めてここを管理するということになれば、その人件費を計上しなければならないと思いますので、指定管理のほうが低コストで運営できるものと考えております。

○議　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　第 46 号議案　大崎体育館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。もう、できっているのですけれども、指定管理に移行する最大の理由が経費の削減ですけれども、今の答弁ではちょっと経費が削減できるとも限らないし、利用料金を六日町まで払ってそれから大崎に行くなんて、物すごい使い勝手が悪くなるという市民サービスの低下もあるので、直営のままでもいいのかなと思います。体育館すごいたくさんあるので――私も使わせてもらって、体育館すごいたくさんあって、本当に予約でいっぱいで使えない状況があるのかどうかもちょっとここに出てきていないので、ぜひ小さい子供が遊べる場所をどんどんつくって、そういう考えでやっていってもいいのかなと思います。

今回、指定管理者の指定に関しては、経費の削減という第一目的が達成できるとは今の答弁では思えなかったし、利用者の観点からすると、六日町に料金を払いに行って、大崎体育館を使う人もあまりいないと思うので、反対の立場で討論させていただきました。

○議　　長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議　　長　討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議　　　長　　採決いたします。第46号議案　南魚沼市大崎体育館の指定管理者の指定については、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

〇議　　　長　　お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

〇議　　　長　　本日はこれで延会いたします。

〇議　　　長　　次の本会議は６月13日月曜日、午前９時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後５時04分〕